

第Ⅵ編 地震・津波災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 苅田町災害対策本部等の組織体制の確立

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
苅田町災害対策本部等の組織体制の確立	☐ 総務課危機管理室	☐ 全課

～基 本 方 針～

阪神淡路大震災並びに東日本大震災を例として、地震・津波災害は突然襲ってくるため、風水害の対策とは異なり災害対策の初動体制が立ち上げにくい特徴がある。

我が国の地震には、大別して局所的ではあるが、猛烈な地震動を伴う内陸直下型地震と、長時間にわたる大きな横揺れや津波を伴った海洋型地震とに大別され、前者では構造物倒壊や土砂崩れ等が、後者では中高層建築物の基礎損壊や津波による広域での浸水災害等が代表的な被災例として挙げられる。また、軟弱な沖積地盤に生活圏を置くことが多い我が国では、地震による地盤の液状化に伴った家屋被害も多数報告されている。

こうした大規模な地震発生時には、特に発災直後の段階で防災関係機関が緊密な連携のもと、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、町災害対策本部等の施設や要員被災も予想されるなかで、職員（応援要請による派遣職員を含む）の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害応急活動体制をすみやかに整える必要がある。

町は、福岡管区気象台が発表する地震・津波情報および国や県から伝達される緊急地震速報や震度情報等により、一定規模以上の地震が発生した場合には一般災害対策編第Ⅲ編一般災害応急対策計画に定めるもののほか、次により迅速かつ的確に災害応急活動実施体制を敷き、迅速な職員の動員配備を行うものとする。

第1. 町災害対策本部の組織

町災害対策本部には、本部長、副本部長のもとに班長、班員を配備し、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係防災機関の協力を得ながら災害応急対策を実施する。

本部長は、町長をもってあて、本部長は町災害対策本部の事務を総括し、各部署の職員を指揮監督する。

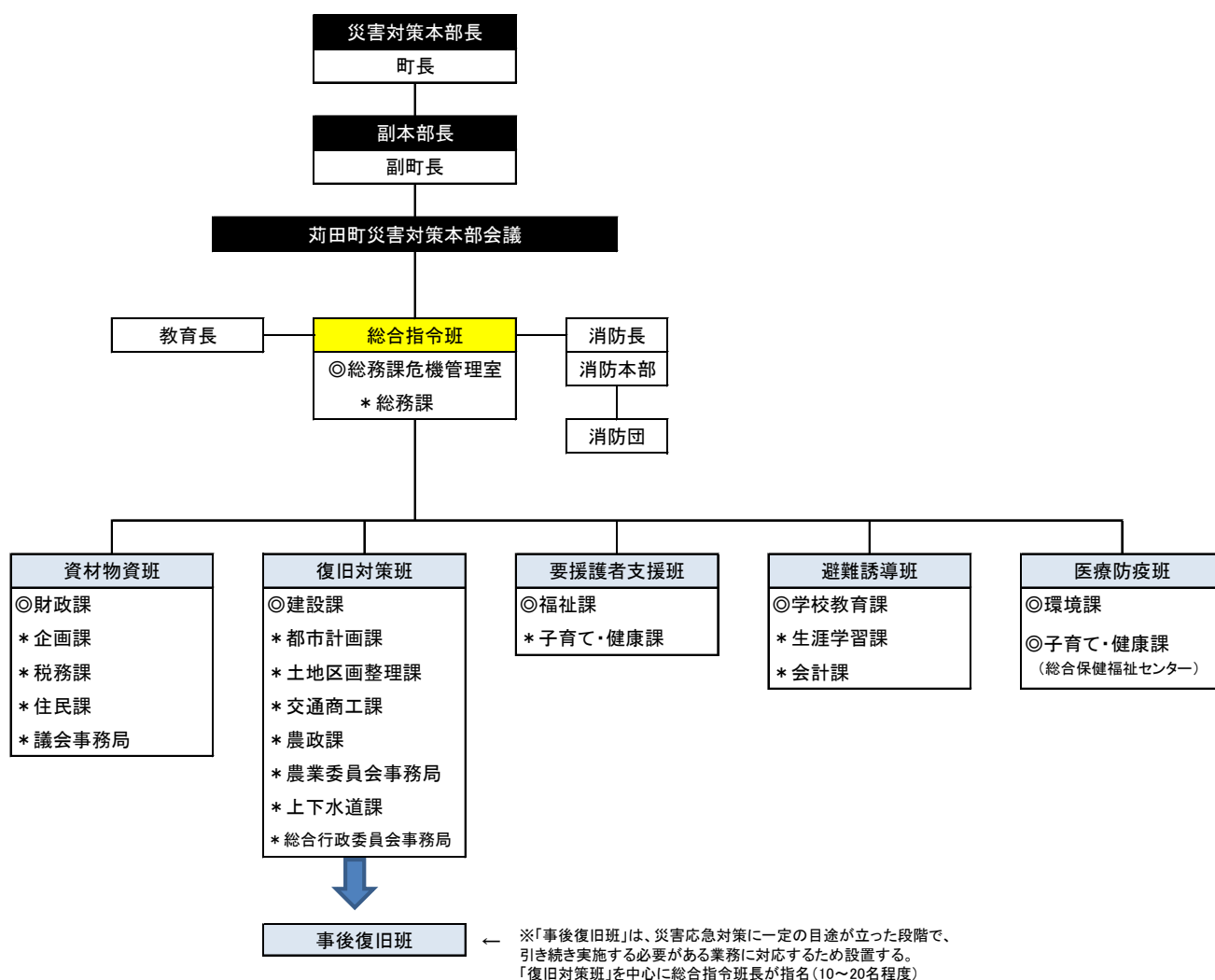
副本部長は、副町長をもってあて、本部長を助け、本部長が不在または連絡不能の場合においては、その職務を代理する。

町災害対策本部員は、本部長の命を受け、町災害対策本部の事務に従事する。

町災害対策本部には、本部長、副本部長、町災害対策本部会議の下部組織として、次に示す各対策班を置くこととするが、本部長が特に必要であると認めるときは、これ以外の班を別途編成して置くことができる。

【菟田町災害対策本部編成図】

令和4年4月現在



【荏田町災害対策本部の班編制】

班 名	分 掌 事 務 の 大 綱	班 構 成
総合指令班	① 災害対策本部長、災害対策副本部長の防災対応支援に関すること ② 町災害対策本部会議の運営に関すること ③ 災害対応の組織運営に関すること ④ 避難指示等の発令に関すること、およびその他本部長命令の伝達・指示に関すること ⑤ 町防災会議の各委員その他関係防災機関との災害対応の連絡調整、応援要請に関すること ⑥ 災害救助法適用の調整に関すること ⑦ 災害対応の連絡調整の総括に関すること ⑧ 職員の動員配備、参集状況に関すること ⑨ 災害情報(被害情報)の収集整理に関すること ⑩ 災害予警報の情報収集に関すること ⑪ 災害状況の分析に関すること ⑫ 防災関係機関の災害対応状況に関すること ⑬ 防災行政無線の統括運用、通信機器確保に関すること ⑭ 災害対策情報の広報に関すること ⑮ 災害記録に関すること	◎総務課危機管理室 ＊総務課 ◎消防長 ◎教育長
資材物資班	① 各種防災資機材の確保・供給に関すること ② ボランティアの応援受入れ・調整に関すること ③ 自衛隊その他機関からの応援受入れ・調整に関すること ④ 救援物資等の受入れ、調達・供給に関すること ⑤ 救援物資供給体制の確立に関すること	◎財政課 ＊企画課 ＊税務課 ＊住民課 ＊議会事務局
復旧対策班	① 住民の救出に関すること ② 二次災害防止に関すること ③ 危険地域、危険構造物の判定、立入制限に関すること ④ 緊急輸送路確保に関すること ⑤ 被災現場における災害対策活動に関すること ⑥ その他各種施設・設備等の応急対策に関すること	◎建設課 ＊都市計画課 ＊土地区画整理課 ＊交通商工課 ＊農政課 ＊農業委員会事務局 ＊上下水道課 ＊総合行政委員会事務局
要配慮者支援班	① 要配慮者の避難誘導および救護に関すること ② 指定福祉避難所の開設・運営に関すること	◎福祉課 ＊子育て・健康課 (総合保健福祉センターを除く)
避難誘導班	① 避難指示等の実行に関すること ② 住民の避難誘導、安全確保に関すること ③ 指定一般避難所の開設、運営、避難者の安全確保に関すること ④ 小・中学校との避難者の受入れ、および避難施設の調整に関すること ⑤ その他住民対応に関すること	◎学校教育課 ＊給食センター ＊生涯学習課 ＊会計課 ＊消防本部 ＊消防団
医療防疫班	① 医療、救護に関すること ② 医療機関などとの連絡・調整に関すること ③ 重傷者の搬送、遺体の検視、検案に関すること ④ 防疫、衛生に関すること	◎環境課 ＊子育て・健康課 (総合保健福祉センター)

第2. 町災害警戒本部及び町災害対策本部の設置および閉鎖基準

1. 町災害警戒本部の設置

次に掲げる場合においては、総務課危機管理室長は総務課長と協議のうえで町災害対策本部に準じた町災害警戒本部を設置して事態の対処にあたる。

(1) 警戒体制発令

1) 震度 4 の地震が観測され、または津波に関する注意報が発表された場合で、予警報の内容や町内の災害発生状況等から、町災害対策本部設置までには至らないと判断される時には、総務課危機管理室長の判断で町災害対策本部に準じた町災害警戒本部を設置し事態の対処にあたる。

2) 前号に該当しない場合であっても、町域に余震に伴った地震災害に関する注意喚起情報が発表される場合、津波注意報が継続発令中であるなどの場合および既に人的被害、家屋被害等が町域で限定的に発生または今後の地震活動の見通しなどにより災害の発生が予想されるとき

なお、気象台等からの地震災害や土砂災害等に関する予警報、町域での災害発生状況等から町災害対策本部設置までには至らないと判断される場合には、総務課危機管理室長の判断で町災害対策本部に準じた町災害警戒本部を設置し事態の対処にあたる。

3) 町域または町に隣接する地域で地震や津波に伴った大規模事故や火災等が発生し、その被害が住民生活に支障を及ぼす可能性が大きくなると予想されるとき

(2) 配備体制

町災害警戒本部の配備は、警戒準備体制、町災害警戒本部体制（第1配備）の2体制に分けて行う。その体制については本編第1章第2節「動員配備」に準ずる。

(3) 町災害対策本部への移行

総務課危機管理室長は、町域での被害発生状況等から災害応急対策が必要と判断される場合においては、すみやかに総務課長と連携して町長および副町長にその旨を報告し、町災害対策本部に移行し得る体制をとる。

2. 町災害対策本部の設置

(1) 町災害対策本部は町長の判断において設置し、町長が本部長に就任する。

(2) 町災害対策本部の配備は、非常配備体制（第2配備）と特別非常配備体制（第3配備）の2体制に分けて行う。その組織体制については本編第1章第2節「動員配備」に準ずる。

3. 町災害警戒本部および町災害対策本部の設置基準

本町の「災害警戒本部」および「災害対策本部」の設置基準については、次の基準により設置する。なお、町長は上述の設置基準によるほか、住民の安全・安心確保の観点から「町災害警戒本部」や「町災害対策本部」の設置が妥当または必要であると認める場合には、その程度により必要な配備体制をとるよう、総務課危機管理室長へ指示する。

また、町は町災害対策本部を設置した場合には、ただちに県防災危機管理局に対してその旨を報告する。

【町災害警戒本部と町災害対策本部の設置基準】

分類	体制	地震・津波
町災害警戒本部	警戒準備体制	○「震度4」の地震が発生した場合 ○「津波注意報」が発表された場合
	町災害警戒本部（第1配備）	○「震度5弱」の地震が発生した場合 ○「津波警報」が発表された場合
町災害対策本部	非常配備体制（第2配備）	○「震度5強」の地震、または、町域に関わらず南海トラフ地震の想定震源域で巨大地震が発生した場合 ○「大津波警報」が発表された場合
	特別非常配備体制（第3配備）	○「震度6弱」以上の激震、または南海トラフ地震が発生した場合 ○巨大地震が町域または町の隣接地域で発生し、甚大な被害が発生またはその被害が拡大しつつある場合 ○津波による被害が発生した場合

＝「自主参集」

「表Ⅵ.1.1 町災害警戒本部と町災害対策本部の設置基準」は資料編参照

4. 設置場所

町災害警戒本部および町災害対策本部の設置場所は苅田町役場（本庁舎）3階とする。なお、本庁舎が大きく被災し、町災害対策本部の設置または災害応急対策活動が困難と判断される場合には、情報通信機能を優先して消防本部（苅田町消防署）または中央公民館を町災害対策本部の代替設置場所とする。この場合において、町は災害応急対策活動と並行して町が管理する施設に対して町災害対策本部としての使用可否などについて直ちに調査し、すみやかに町災害対策本部の代替施設として確保するなどして、町災害対策拠点を確立する。

「表Ⅵ.1.2 町災害警戒本部、町災害対策本部の設置場所」は資料編参照

5. 町災害対策本部および町災害警戒本部の閉鎖基準

- (1) 気象予警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき
- (2) 災害応急対策が完了したとき
- (3) 上記状況に応じ、本部を設置した責任者あるいは発令者が閉鎖について妥当であると認めたとき

6. 町災害対策本部設置または閉鎖の通知

本部長は、町災害対策本部を設置または閉鎖したときは、すみやかに関係機関に通知および報告する。

第3. 事務分掌

班	課 名	分 掌 事 務
【総合指令班】 ◎班長： 総務課危機管 理室長 ○副班長： 総務課長 ◎教育長 ◎消防長	＊総務課危機管 理室 ＊総務課 ＊荻田町 消防本部 (荻田町消防署)	■主な分掌事務： 町災害対策本部の総括および災害や被害の情報収集、整理 および広報に関すること <u>(1)町災害対策本部の総括に関する事項</u> 1. 会議の運営および連絡調整に関すること 2. 防災会議、県その他関係機関との連絡に関すること 3. 災害応急対策について必要な指示に関すること 4. 自衛隊の派遣要請および防災関係機関への協力要請に関する こと 5. 災害救助活動の実施および推進並びに調整に関すること 6. 本部の設置または閉鎖に関すること 7. 本部の庶務に関すること 8. 自治会長や区長との連絡調整に関すること 9. 要員確保に関すること 10. 職員および消防団員の動員に関すること 11. 班内外の連絡調整に関すること 12. 災害に関わる気象情報の収集に関すること 13. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に関する こと 14. 自主防災組織等との防災体制および活動調整に関すること 15. 防災行政無線等の通信に関すること 16. ヘリポート設置に関すること 17. 職員の安全衛生に関すること 18. 災害関係文書の浄書、受取および発送に関すること 19. 罹災証明に関すること 20. 災害従事職員の公務災害に関すること 21. 災害従事町民の災害に関すること 22. 他班の分掌事務に属さないこと、あるいは調整を要すること <u>(2)災害や被害情報の収集、整理および広報に関する事項</u> 1. 災害情報(被害情報)の収集整理および連絡に関すること 2. 災害予警報の情報収集に関すること 3. 各対策班との通信連絡に関すること 4. 通信手段(携帯電話、無線機等)の確保や運用に関すること 5. 災害状況の分析に関すること 6. 防災関係機関の災害対応状況に関すること 7. 国、福岡県の災害対策に関する情報共有に関すること 8. 町職員または地元住民等からの災害情報統括並びに情報の 整理・分析に関すること 9. 協力活動のための連絡調整に関すること 10. 災害資料の作成および災害記録に関すること 11. 災害時の渉外および情報提供に関すること 12. 報道機関との連絡調整に関すること 13. 住民への広報活動に関すること 14. 災害相談窓口に関すること 15. 本部長および副本部長の秘書に関すること

班	課 名	分 掌 事 務
【資材物資班】 班 長： 財政課長 副班長： 税務課長 ※資材物資班には、 人的支援受入れ 担当と物的支援受 入れ担当を置き、 人的・物的支援の 要請・受入れに関 する総合調整を担 う。	＊ 財政課 ＊ 企画課 ＊ 税務課 ＊ 住民課 ＊ 議会事務局	◆主な分掌事務： 各種防災資機材の確保・供給に関すること 1. 各種防災資機材の確保、管理、運用に関すること 2. ボランティアの応援受入れ、調整に関すること 3. 自衛隊その他機関からの協力、応援受入れに関すること 4. 救援、支援物資の受入・調達並びに供給に関すること 5. 災害時における負傷者の搬送並びに医薬品・衛生資機材の調達および配分に関すること 6. 救援、支援物資の集配送拠点の確保、準備に関すること 7. 飲料水の供給に関すること 8. 救援物資供給体制の確立に関すること 9. 緊急輸送の調整に関すること 10. 必要車両の確保および緊急通行車両の現地運用に関すること 11. 庁用自動車の配備計画に基づく運用に関すること 12. 災害応急対策資機材の購入、集配、管理に関すること 13. 義援金品の受付、管理、配分に関すること
【復旧対策班】 班 長： 建設課長 副班長： 都市計画課長	＊ 都市計画課 ＊ 建設課 ＊ 土地区画整理課 ＊ 交通商工課 ＊ 農政課 ＊ 農業委員会事務局 ＊ 上下水道課 ＊ 総合行政委員会事務局	◆主な分掌事務： 災害時における住民の緊急救出並びに町管理施設等の応急復旧対策に関すること 1. 自主防災組織および消防署、消防団並びに警察機関などと連携した住民の緊急救出に関すること 2. 河川・道路・橋梁等の被害状況調査並びに町管理施設の被害状況調査に関すること 3. 農道、ため池、水路、農地および公共施設等の農林業施設等の被害状況調査に関すること 4. 二次災害の防止に関すること 5. 危険地域、危険構造物の判定、立入制限に関すること 6. 緊急輸送路および避難路の確保等の交通対策に関すること 7. 被災現場における災害応急復旧対策活動に関すること 8. 建設業者等との支援協力についての調整に関すること 9. 河川構造物や道路構造物の緊急補修、緊急規制措置に関すること 10. 応急仮設住宅の確保に関すること 11. 応急復旧対策を実施するための建築技術者等に対する応援協力要請に関すること 12. 災害時における町施設の応急復旧対策に関すること
【要配慮者支援班】 班 長： 福祉課長 副班長： 子育て・健康課長	＊ 福祉課 ＊ 子育て・健康課 (総合保健福祉センターを除く)	◆主な分掌事務： 要配慮者の避難受入れ、安全確保に関すること 1. 避難行動要支援者の避難誘導および救護に関すること 2. 男女の人権、ニーズに配慮した避難受入れに関すること 3. 指定福祉避難所の確保、開設、受入れに関すること 4. 乳幼児、児童並びに生徒の避難受入れ、保護に関すること 5. 災害時における各種福祉施設、体育および社会教育団体との協力、連携に関すること 6. 指定一般避難所における運営の支援に関すること 7. 要配慮者の医療対応に関すること

班	課 名	分 掌 事 務
【避難誘導班】 班長： 学校教育課長 副班長： 生涯学習課長	＊学校教育課 ＊給食センター ＊生涯学習課 ＊会計課 ＊各学校 ＊消防本部 ＊消防団	◆主な分掌事務： 住民の安全確保および避難誘導と受入れに関すること 1. 指定一般避難所の開設、運営、指定一般避難所の安全確保に関すること 2. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実行に関すること 3. 住民の避難誘導、安全確保に関すること 4. 小・中学校との避難者の受入れ・避難施設の調整に関すること 5. 指定一般避難所の管理並びに運営に関すること 6. 指定一般避難所内での炊き出し支援、救護措置のための空間の確保、救援物資の配布に関すること 7. 避難者の把握に関すること(避難者名簿の作成) 8. 学校における応急教育の実施に関すること 9. 住民からの災害情報提供内容の整理や報告 10. 住民からの災害相談に関すること 11. 要搜索者名簿の作成に関すること 12. その他住民の避難誘導、指定一般避難所への受入れに関すること
【医療防疫班】 班長： 環境課長 副班長： 総合保健福祉センター所長	＊環境課 ＊子育て・健康課 (総合保健福祉センター)	◆主な分掌事務： 医療、救護、防疫、衛生に関すること 1. 医療、救護、助産活動に関すること 2. 防疫、衛生確保活動に関すること 3. 医療関係者の確保に関すること 4. 救護所の設置、運用に関すること 5. 医療機関、医療ボランティア等との連絡調整に関すること 6. 重傷者の搬送に関すること 7. 遺体の検視および保管、埋葬に関すること 8. 災害時廃棄物処理やがれきの処理に関すること 9. 仮設トイレの確保および設置に関すること 10. 医療衛生活動に必要な資機材や医薬品などの確保に関すること 11. 医療機関からの被害状況の集約および報告、応急復旧計画に関すること 12. 応急復旧を実施するための医療関係者に対する支援要請に関すること 13. 災害地における伝染病、感染症等の防疫・予防対策に関すること 14. 被災者へのこころのケアや栄養指導に関すること 15. その他医療防疫活動に関すること
※消防団 消防団長 消防副団長	＊第1分団～ 第6分団	1. 消防または水防活動に関すること 2. 災害時における救助・救出活動、警戒巡視、住民の避難誘導、災害防御活動に関すること 3. 特別警戒活動に関すること

第2節 動員配備

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
動員配備	☐ 総合指令班	☐ 各対策班

第1. 防災配備の種類

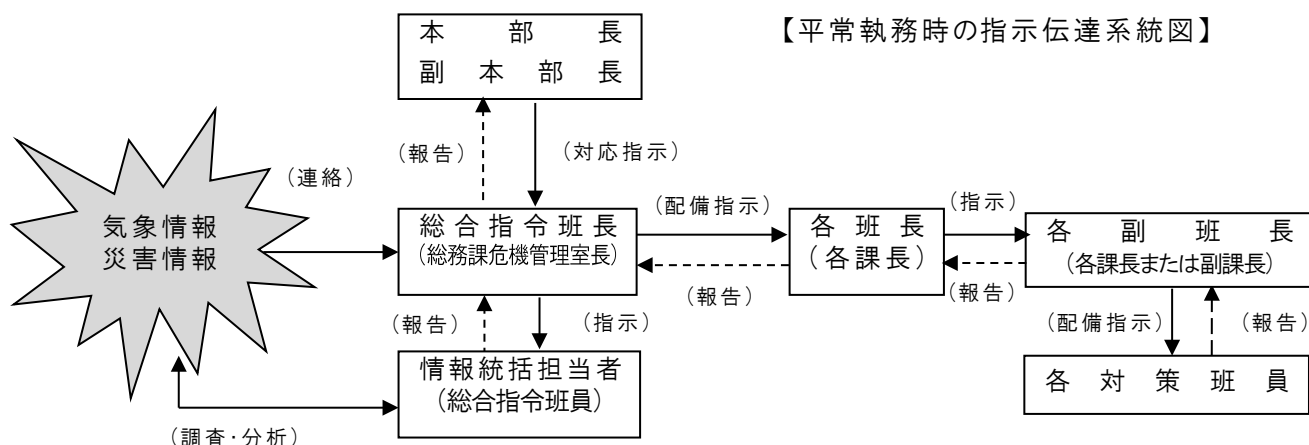
本部長あるいは総務課危機管理室長は、災害状況に応じ、町災害警戒本部や町災害対策本部の体制や配置並びに動員規模について、本編第1章第1節「荏田町災害対策本部等の組織体制の確立」第2に示す町災害警戒本部と町災害対策本部の設置基準や、次に示す発令する場合における目安等を総合的に踏まえて決定し、直ちに町職員へ指示する。

「表Ⅵ.1.3 町災害対策本部および町災害警戒本部などの配備の目安」は資料編参照

第2. 動員要領

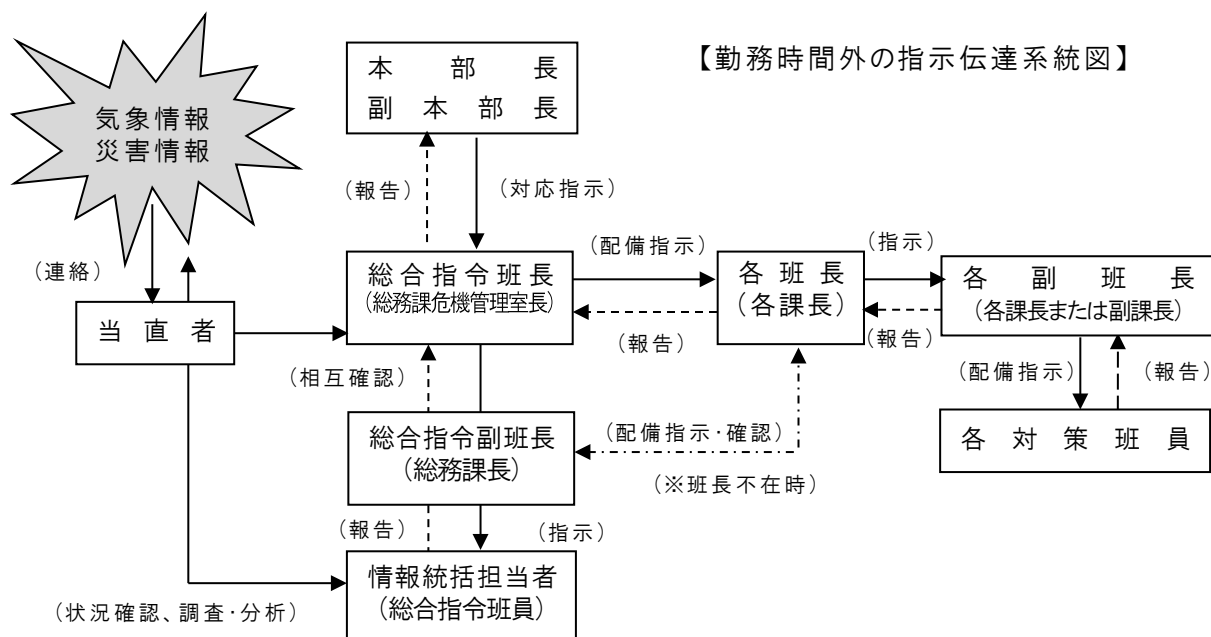
1. 平常執務時の伝達系統および方法

- (1) 町災害警戒本部または町災害対策本部を設置する場合には、総務課危機管理室長は総合指令班長として本部長（町長）の指示を受け、各班長に対して庁内放送または電話等により配備体制を指令する。各班長は、指示された配備規模の範囲内でただちに各副班長を通じて職員の配備を行う。
- (2) 配備職員は、常時その所在を明らかにしておき、災害発生が予想される事態または災害発生を知ったときにはただちに登庁し、あるいは副班長に連絡してその指示を受けなければならない。
- (3) 町災害対策本部の各班長（町災害警戒本部各副班長）は、職員の配備を完了したときは、すみやかに直接または電話により総合指令班長へ報告する。
- (4) 総合指令班長は、班内の情報総括担当者に対し、災害の規模や状況および時間の経過とともに予想される災害態様の変化等を情報収集し、多角的に集約・分析するよう指示し、迅速かつ効果的な応急対策を検討して各班へ指示する。
- (5) 災害時の通信回線輻輳（ふくそう）を考慮し、町長、副町長並びに総務課危機管理室長は災害優先携帯電話または衛星通信を、また、各班長については防災専用の携帯電話等を整備し、円滑で迅速な情報伝達体制の構築を行うように努めていく。



2. 勤務時間外における動員

- (1) 勤務時間外（夜間・休日等）の町職員動員のための連絡通知については、電話（携帯電話や携帯メール、インターネットなど）を基本とするが、諸伝達手段のうちで最も確実に早い方法を用いる。
- (2) 当直者は、次に掲げる情報を察知したときには、総合指令班長または副班長を通じ、町長および副町長に連絡し、その対応について指示を仰ぎ、必要に応じて各班長に状況を連絡する。
 - 1) 災害発生のおそれのある気象情報や災害関連情報が関係機関から通報され、または自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
 - 2) 災害が発生し、緊急に必要な措置を実施する必要があるとき。
 - 3) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。
- (3) 総合指令班長または副班長は、班内の情報統括担当者に対して災害規模や災害の状況並びに時間経過とともに予想される災害の態様変化等について、情報収集と多角的な集約・分析に努めるように指示し、効果的な応急対策を検討し各班へ指示する。



4) 職員の自主参集

- 1) 職員は、災害発生または町災害対策本部の設置を知ったとき、あるいは災害による被害発生が予想される場合には、配備命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡するなどして、その指示を受けなければならない。
- 2) 職員は、原則として所属する勤務場所に登庁する。勤務場所への集合が困難で、かつ連絡も不可能な場合には、原則として最寄りの町施設や指定一般避難所などに自主参集し、避難所担当者に対してその旨を報告し、以後の指示を仰ぐ。
- 3) 職員は、参集途上で目撃または覚知した災害情報を、別添の「苅田町災害時初動マニュアル」等に示す報告事例等を参照しつつ、客観的かつ要領良くとりまとめたうえで、総合指令班の情報統括担当者に対して迅速かつ正確に報告する。

3. 職員の状況把握および業務

- (1) 職員が登庁を完了した場合には、ただちに氏名および配属班を各副班長に対し報告し、各副班長は、班ごとに参集人員状況を取りまとめて「総合指令班」に報告する。
- (2) 各班統括責任者は、職員の登庁状況について「総合指令班」に定期的に報告する。
- (3) 「総合指令班」は、情報統括担当者等からの職員参集状況を踏まえて、町災害対策本部班の動員状況を経時的に把握しつつ、よりの確な災害応急対策業務に移行できるような応急対策計画の検討ならびにその準備を整える。
- (4) 「総合指令班」は、各班の職員登庁状況を勘案しつつ、効果的な職員配備計画を検討・立案し、本部長または副本部長の承認を得て迅速な災害応急対策を開始する。

第3. 配備体制

1. 動員配備

各配備体制の人員は、町災害警戒本部、町災害対策本部発令を段階ごとに次のように定める。

【町災害警戒本部並びに町災害対策本部等の動員配備表】

分類	配備体制	配置予定課(班)又は人員構成など	配備内容
町 災 害 警 戒 本 部	警戒準備体制	◎総務課危機管理室 ◎総務課 ◎消防本部 ◎予想される災害の態様(風水害・地震)や規模等を勘案しつつ、各課の独自活動体制人員(主に第1配備担当職員)等のうちの所要人員	○総務課危機管理室を中心として町災害警戒体制に指名された者が配備につく ●災害警戒本部体制に指名されたものは待機体制をとる
	配備基本方針	(予想される災害態様や規模、時間経過に伴う推移等により調整する)	
	災害警戒体制(第1配備)	◎総務課危機管理室 ◎各課長又は副課長 ※その他連絡班員等 ※消防本部および消防団	○総務課危機管理室を中心として、災害警戒体制に指名された者が配備につく ○町災害対策本部体制のうち、総合指令班、要配慮者支援班、避難誘導班、資材物資班、復旧対策班等が迅速な初動活動に入れるように、所要人員を調整し配備する ●その他全職員は動員待機の体制をとる
	配備基本方針	(町災害対策本部体制を確立させる直前段階と位置づけ、災害の推移によっては町災害対策本部での災害応急対策活動に早期に移行できる体制とする)	
町 災 害 対 策 本 部	非常配備体制(第2配備)	◎総合指令班 ◎避難誘導班 ◎要配慮者支援班 ◎資材物資班 ◎復旧対策班 ◎医療防疫班	○非常配備体制に指名された町職員の約半数が配備につく ○町災害対策本部の各班が、災害応急対策の初動体制を確立できる所要の人員を調整して配置する ●その他全職員は、配備準備を進める。
	配備基本方針	(迅速に町災害対策本部体制を確立し、直ちに全庁レベルでの本格的災害応急対策活動に入れる体制とする)	
	特別非常配備(第3配備)	◎町全部署の職員が直ちに町災害対策本部体制につく ◎消防本部(刈田町消防署)、消防団 ◎町の学校機関等	

※なお、町災害対策本部体制では消防本部(刈田町消防署)は、町災害対策本部と連携して活動しつつも警戒準備体制以降の段階については、消防独自の救急・救助活動を行う。

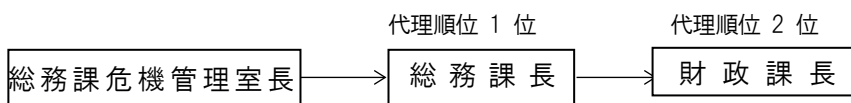
2. 意思決定権者(本部長職務など)の代理順位

町災害警戒本部あるいは町災害対策本部設置後において、自衛隊への災害派遣要請等の応急対策活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能であり、特に緊急に意思決定を必要とする場合には、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

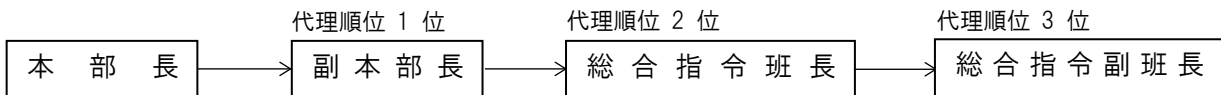
なお、この場合には代理にて意思決定を行った者は、すみやかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

その他の町災害警戒本部員あるいは町災害対策本部員の代理順位は、各班の分掌事務を優先して副班長担当者が努めることとし、代替職員の順位については次に示すとおりとする。

(1) 町災害警戒本部の場合



(2) 町災害対策本部の場合



(3) 災害対策本部員の場合

【町災害対策本部員の代替職員】

役 職 名	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
町 長	副 町 長	総務課危機管理室長
副 町 長	総務課危機管理室長	教 育 長
総合指令班長 (総務課危機管理室長)	副班長 (総務課長)	
資材物資班長 (財政課長)	副班長 (税務課長)	
復旧対策班長 (建設課長)	副班長 (都市計画課長)	
要配慮者支援班長 (福祉課長)	副班長 (子育て・健康課長)	
避難誘導班長 (学校教育課長)	副班長 (生涯学習課長)	
医療防疫班長 (環境課長)	副班長 (総合保健福祉センター所長)	

第4. 避難所担当者の配備

1. 指定一般避難所の開設

町災害対策本部が設置された場合には、町は、避難誘導班を動員し、各指定一般避難所（小学校並びに公民館等）に避難所担当責任者を配置して避難所を開設・運営する。

各施設の管理者は、消防団や自主防災組織および避難誘導班と協働して、住民を安全に避難所へ受け入れる。

なお、町が災害警戒本部体制にあり、要配慮者等に対する早期の避難を促すため、高齢者等避難を発令した場合においては、総務課危機管理室長は、町長に指示を仰いだうえで、町災害対策本部の要配慮者支援班（福祉課、子育て・健康課）に対して要支援者の早期避難完了に向けた支援を行うよう指示する。また、あわせて必要な指定一般避難所を開設し、避難所担当責任者を配置するように指示する。

2. 避難所担当者の業務

- (1) 各指定一般避難所の担当責任者は、職場への自主参集がかなわずに避難所に参集した町職員を把握するとともに「総合指令班」へ報告し、当該職員がただちに実施すべき応急対策の内容について確認する。
- (2) 当該職員は、避難途中にできる限り詳細な被害状況を把握し、各避難所責任者へ報告する。各担当責任者はこれらの被害状況を集約して、総合指令班の情報統括担当者へ迅速かつ確実に報告する。
- (3) 各指定一般避難所の担当責任者は、町災害対策本部総合指令班からの指示に基づき、施設職員や消防団、自治会（自主防災組織）等と協力して指定一般避難所を開設・運営するとともに、避難指示等の発令対象地区住民への情報伝達や避難誘導にあたる。
- (4) 住民への避難情報等の伝達や誘導に際しては、消防団や自主防災組織および「要配慮者支援班」や「医療防疫班」等が連携を図りつつ、特に高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (5) 職員の自主避難者も含め、指定一般避難所に避難した住民等の名簿をただちに作成し、総合指令班の「情報統括担当者」に対し定期報告を行う。また、行方不明者や孤立者が確実視される場合には、総合指令班に対してただちに状況連絡を行い、警察や消防による捜索あるいは救助活動を要請する。
- (6) 避難住民に対しては資材物資班等と連携して飲料水や食料等の緊急支援物資を必要に応じて支給する。
- (7) 定時的に人工透析治療を要する避難者または心臓病等の重傷病を抱える避難者に対しては、その容体を確認しつつ必要に応じて医療防疫班や消防本部と連携し、専門病院等への移送について検討する。

なお、避難所開設や運営等の詳細については、本編第2章第4節「地震・津波時における避難対策の実施」および「荏田町避難所開設・運営マニュアル」に準ずるものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣要請

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
自衛隊の災害派遣要請	☐ 総合指令班	☐ 資材物資班 ☐ 復旧対策班

～基 本 方 針～

大規模災害の発生時等において、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるように、町は要請の手順、必要事項および派遣部隊の活動等を明らかにして、応急対策に万全を期する。

なお、自衛隊の災害派遣に関する要請基準や要領等については、一般災害対策第Ⅲ編第1章第3節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

第4節 応援要請

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 県市町村間等の応援要請	□総合指令班	□消防本部
第2 警察への応援要請		—
第3 指定公共機関または指定地方行政機関 等への応援要請		—
第4 他市町村への応援の実施		□資材物資班
第5 民間団体等への応援要請		□資材物資班

～基 本 方 針～

大規模な地震・津波災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、その被害が広域に拡大することが予想され、町単独のみの応急対策活動では支障をきたすことも予想されることから、町は、平常時から関係機関と十分に協議しつつ、災害時にすみやかに広域応援などを要請し、災害応急活動を迅速・的確に実施するよう努める。

第1. 県市町村間等の応援要請

県や他市町村、防災関係機関等への応援要請の内容や要領等については、一般災害対策編第Ⅲ編第1章第4節「応援要請」に準ずる。

なお、国の現地対策の受入れに関して次の処置を行う。

1. 国の現地対策本部（非常災害または緊急災害現地対策本部）の受入れ

地震・津波等の大規模な災害時には、国との連携は被災地の状況を的確に把握することや被災地の実情に合わせた迅速な災害応急対策等を推進するうえで極めて重要なものである。このため、本町に国の現地対策本部が設置される場合には、県と共同してその受入れに協力する。

【町が国の現地対策本部に対して実施する主な協力内容】

- (1) 現地対策本部受入れ
- (2) 現地対策本部執務室、電話機の確保
- (3) 現地対策本部の活動に必要な最低限の備品
- (4) 現地対策本部の活動に必要な最低限の端末機

※国の現地対策本部は、県の要請に基づいて設置されるものではなく、国が状況に応じて設置判断を行うものである。

第2. 以降については、一般災害対策編第Ⅲ編第1章第4節「応援要請」に準ずる。

第5節 災害救助法等の適用

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 災害救助法等の適用基準	□総合指令班	☐ 資材物資班 ☐ 復旧対策班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 避難誘導班 ☐ 医療防疫班
第2 災害救助法の手続き		
第3 救助の実施		
第4 救助の程度・方法および期間 並びに実費弁償の基準		
第5 災害対策基本法の定める事前措置および避難並びに応急措置		

～基 本 方 針～

災害救助法は、町が実施する「り災者」に対する救援活動や措置を主として、費用面でも「り災者」を援助するためのものである。災害救助法は、要件を満たせば災害発生時に遡って適用されることとなるが、被災した市町村にとっては実際に適用されることが判明するまでは、費用的な心配から思い切った対策が実施できないことも懸念される。

町は、災害救助法の適用について、同法、同法施行令および県の災害救助法施行細則等の定めるところにより、すみやかに所定の手続きを行うことで「り災者」支援について万全を期することとする。

なお、特に大規模な地震・津波災害時には、広域的な被害が同時多発的に発生することが予想され、被害状況が迅速かつ正確に把握できないことが阪神淡路大震災や東日本大震災の災害教訓として得られている。

このため、町は被害の全体像を迅速に把握できるように、平常時から情報収集並びに連絡体制の確立に努め、より効果的な災害救助法の運用に努める。

災害救助法の適用基準や要領等については、一般災害対策編第Ⅲ編第1章第5節「災害救助法等の適用」に準ずる。

第6節 要員の確保

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 要員の確保	□総合指令班	□資材物資班 □要配慮者支援班 □医療防疫班 □復旧対策班
第2 公共職業安定所等での労働者確保		

～基 本 方 針～

町災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を迅速に実施するに当たり、町災害対策本部員等の動員のみでは労力が不足するとき、および特殊な作業のため技術的労力を必要とするとき等については、関係機関と連携しつつ次のような労働者等の確保策を講じ、遅滞なく応急対策を推進する。

第1. 要員の確保

応急災害対策の実施に必要な労働者等確保の手段については、一般災害対策編第Ⅲ編第1章第6節「要員の確保」に準ずる。

第2. 公共職業安定所等での労働者確保

応急災害対策の実施に必要な公共職業安定所等での労働者確保については、一般災害対策編第Ⅲ編第1章第6節「要員の確保」に準ずる。

第7節 災害ボランティアの受入れ・支援

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 災害ボランティアの受入れ・支援	☐ 医療防疫班 ☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 資材物資班 ☐ 復旧対策班 ☐ 苅田町社会福祉協議会

～基 本 方 針～

東日本大震災では、広域かつ大規模災害の発生により、自助、共助、公助の防災連携機能が一時的にマヒした。そのような混乱期において、世界各国や日本各地から自主的に支援に参集したボランティアの活動は、被災により疲弊した地域の復旧・復興の大きな後押しとなった。このように大規模災害発生に際しては、災害応急対策活動に多数の人員が必要とされ、町防災関係機関の人的能力だけでは十分に対応しきれないことが十分に予想される。

町はボランティア活動について、平常時からの理解や関係団体との連携を深めておき、災害時には一致協力して災害応急対策にあたる。

このため、町は、国、県、苅田町社会福祉協議会および福岡県災害ボランティア連絡会などの関係団体との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどして、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

第1. 災害ボランティアの受入れ・支援

災害ボランティアの受入れ窓口や活動支援等については、一般災害対策編第Ⅲ編第1章第7節「災害ボランティアの受入れ・支援」に準ずる。

第2章 地震・津波災害応急対策活動

第1節 地震・津波情報等の伝達、対処

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 地震および津波に関する情報の発表 および伝達	□総合指令班	□復旧対策班
第2 津波予報等の伝達系統		
第3 津波に対する措置		

～基 本 方 針～

地震や津波が発生した場合には、緊急地震速報、津波警報等、地震または津波情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況、津波の到達予想範囲や規模並びに到達予想時間等）の早期把握は、防災関係機関が効果的な応急対策を行ううえで不可欠なものである。また、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客などを避難させることが重要となる。

このため町は、地震発生時に地震情報等の情報伝達を迅速・確実に実施するよう体制を確立する。また、町はこれらに資するため、必要な観測記録を迅速確実に収集することを目的として通報系統および要領等を定めるなど適切な防災対策を実施するものとする。

第1項 地震および津波に関する情報の発表および伝達

第1. 地震および津波に関する情報の内容

地震に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、局地的に発生する群発地震（火山性地震含む）並びに南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震）などの大地震が発生したとき、福岡管区気象台から発表されるもので、その種類は資料編参照。

1. 地震・津波に関する情報の内容

(1) 地震・津波に関する情報の内容

「表Ⅵ.1.4 地震・津波に関する情報の内容」は資料編参照

(2) 津波警報・注意報等に関する情報

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁から地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、次のような津波に関する情報が発表される。

「表Ⅵ.1.5 津波警報・注意報の種類」は資料編参照

「表Ⅵ.1.6 沖合で観測された津波高さ、沿岸で推定される津波の高さを数値で発表する基準」は資料編参照

「表Ⅵ.1.7 津波情報の種類と内容」は資料編参照

「表Ⅵ.1.8 津波予想の種類」は資料編参照

「○荇田町の既往災害の特色 第2地震災害 表Ⅰ.4.4～表Ⅰ.4.9 震度階級解説」は資料編参照

第2. 地震・津波情報等の伝達計画

(1) 福岡管区気象台が発表する前記の地震に関する情報が下記に該当する場合には、県防災行政無線によりただちに町および消防本部に対して情報が伝達されることとなっている。

- 1) 地震に関する情報については、県内において震度4以上の地震が観測された場合
- 2) その他状況に応じ必要と認める場合
- 3) 気象庁により改訂された津波に関する情報伝達の例

「表Ⅵ.1.10～表Ⅵ.1.13 津波予報の情報文例」は資料編参照

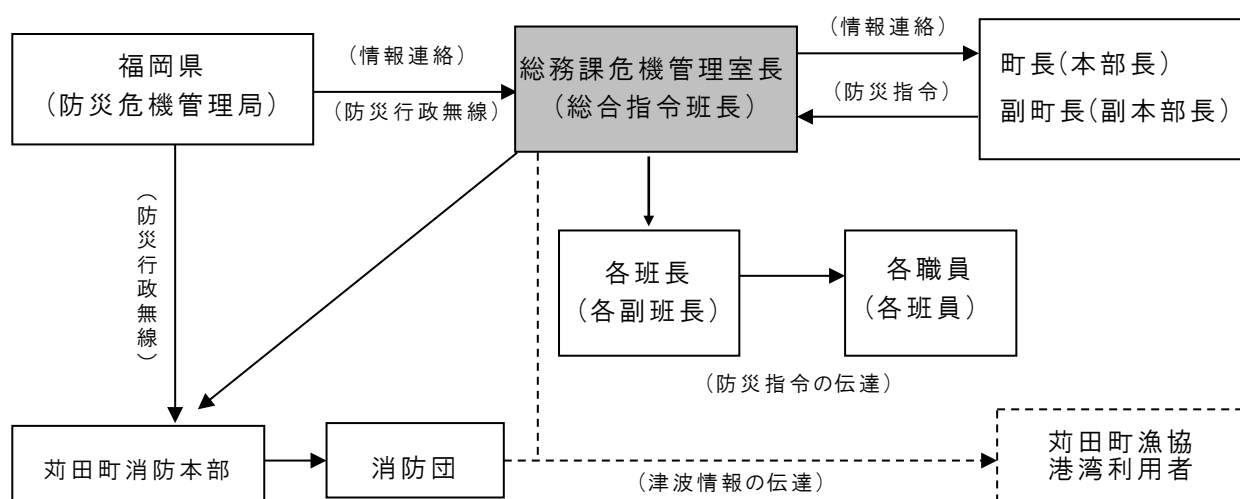
(2) 消防庁の全国瞬時警報システム（J-アラート）による地震情報は、最大震度5弱以上と推定された場合において、地震の発生時刻、震源の推定値、震央の地名、震度4以上と推定される地域名について速報を行っている。

町は、本システムの積極的な運用と整備推進を図り、同報系防災行政無線及び庁舎館内放送を自動起動して住民・職員等に緊急情報として瞬時に伝達する。

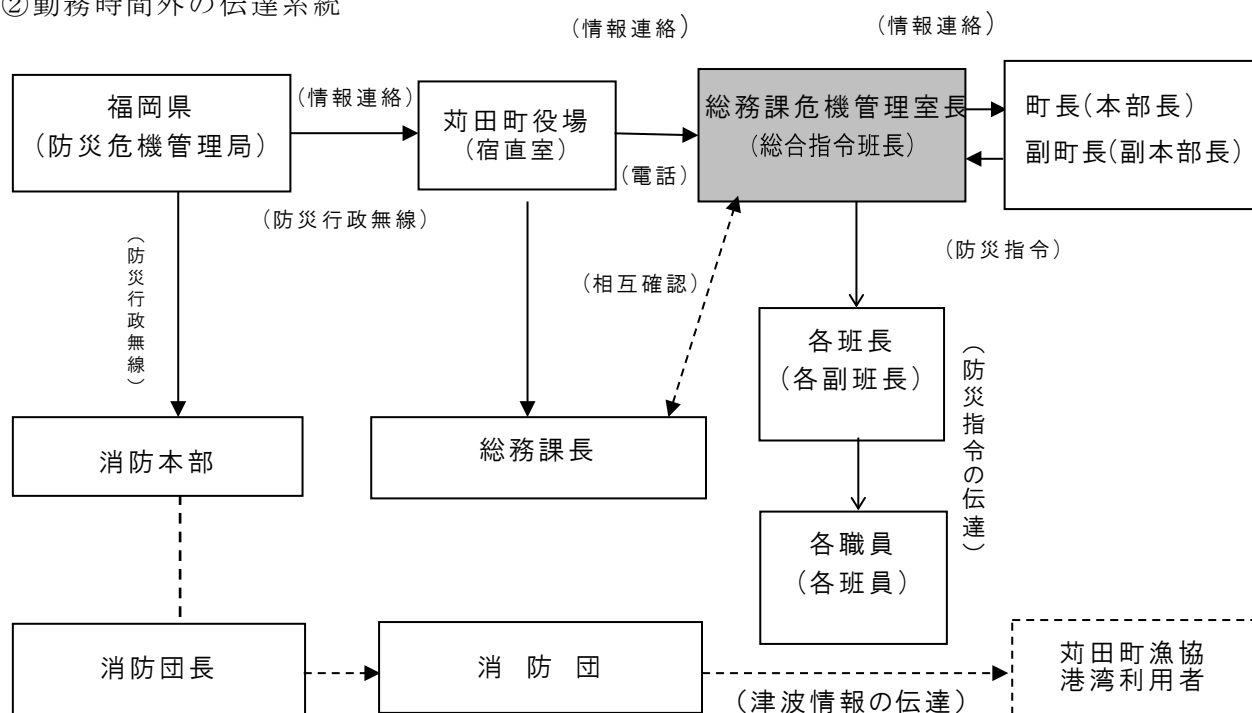
- (3) 地震情報や異常現象の伝達を受けた職員は、ただちに総務課危機管理室長に報告する。報告を受けた総務課危機管理室長は、町長より指示を受けるとともに、町災害対策本部を設置する場合には、その指示等を各班にただちに伝達する。
- (4) 町災害対策本部設置後は、伝達系統図に従い、各班長は、副班長を通じて各班員に指示を行う。

1) 地震・津波防災情報の伝達系統

①勤務時間中の伝達系統



②勤務時間外の伝達系統



- (5) 各班長や副班長が不在の場合（連絡不通も含む）には、あらかじめ各班が定める次席の者がその任務を代行する。
- (6) 関係機関への連絡については、原則として電話あるいは防災行政無線により行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいはその責任者があらかじめ指定している者）とする。
- (7) 総合指令班の情報統括担当者は、住民に対し広くかつ早急な情報伝達の必要があると認めた場合には、総合指令班長からの指示を受けたうえで町防災行政無線または広報車等による広報を開始する。

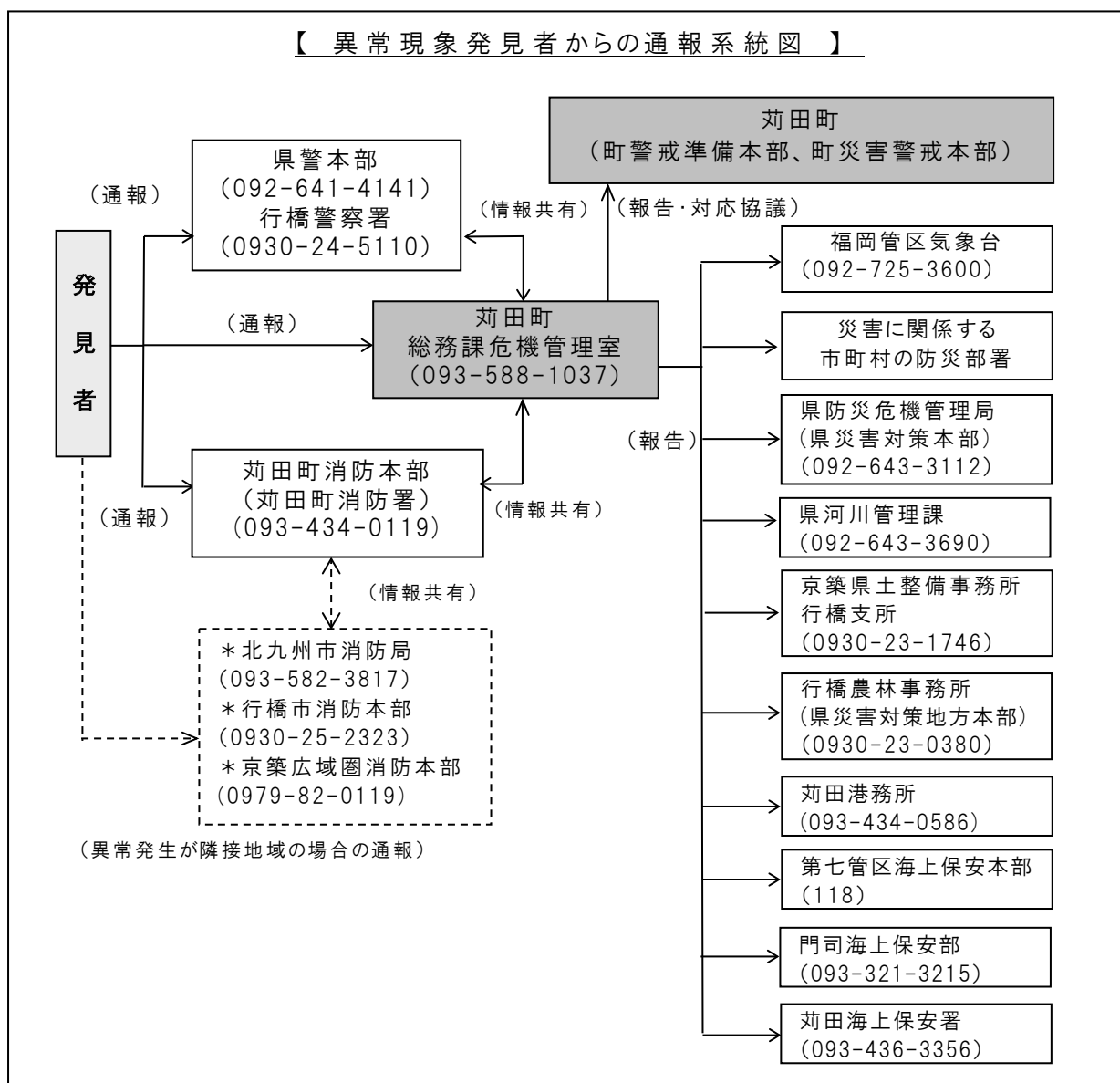
なお、時間的余裕のない場合には臨機応変に対処することを大原則とし、その経過についてはすみやかに上司（班長または副班長）に報告するものとする。

- (8) 伝達内容
 - 1) 町災害対策本部等の設置および廃止に関すること
 - 2) 被害状況把握に関すること
 - 3) 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること
 - 4) その他防災上、必要と認められること

第3. 異常現象等の通報（災害対策基本法第54条）

- (1) 地震および津波に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長（本部長）または警察官または海上保安官に通報しなければならない。
- (2) 異常な現象等の通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨をすみやかに町長（本部長）に通報しなければならない。
- (3) 異常な現象の通報を受けた町長（本部長）は、福岡管区気象台および県（防災危機管理局、京築県土整備事務所行橋支所、行橋農林事務所）、その他関係機関に迅速に通報をしなければならない。
- (4) 異常な現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。
 - 1) 地震・津波に関する事項
群発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）、並びに南海トラフによる巨大地震（東海・東南海・南海地震等の海洋型地震）に伴う現象と考えられる異常な潮位現象など
 - 2) その他に関する事項
通報を要すると判断される上記以外の異常な現象（たとえば、地域的な井戸群の枯渇や突然の湧水などの地下水の異常または連続した地割れや陥没などの明らかに広域的な地下の異常に起因すると考えられる地盤の変状など）
- (5) 異常現象通報先機関名および電話番号一覧表
異常現象発見者からの通報系統と電話連絡先などについては、おおむね次のとおりである。

【 異常現象発見者からの通報系統図 】



第4. 町から住民への周知方法

町は、関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、今後予測される事態およびこれらの事態に対するとるべき措置などの情報について伝達周知を行う。

なお、これらの一般的な周知方法は、次のとおりである。

1. 直接的な方法

- (1) 町防災行政無線（同報系）による放送
- (2) 電話・FAX・口頭による戸別連絡
- (3) 広報車による広報またはテレビ・ラジオなどの報道メディアに対する広報依頼
- (4) サイレンや鐘等による伝達
- (5) インターネット（町ホームページ）、ソーシャルネットワークシステム（町公式LINE）、電子メール（携帯メール）やテレビのデータ放送等による伝達
- (6) 防災ヘリコプター等の関係機関が所有する資機材を活用した広域的な伝達

2. 間接的な方法

- (1) 自治会長、自主防災組織等を通じた連絡
- (2) 消防団等を通じた連絡

第2項 津波予報等の伝達系統

第1. 津波予報

津波予報（津波警報および津波注意報をいう。以下同じ）とは、地震等により津波が発生または発生すると予想される場合において、福岡管区気象台または気象庁が気象業務法に基づき、その担当予報区域内の津波について一般および関係機関に対して警戒を喚起するために行うものである。

福岡管区気象台または気象庁が津波予報を発表したときには、ただちに防災情報提供装置等により、その予報事項を関係機関に通知することとなっている。

(1) 津波予報区および担当気象官署

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられ、福岡県沿岸は「福岡県瀬戸内海沿岸」、「福岡県日本海沿岸」、「有明・八代海」に分けられている。これらの予報区に対しては、日本近海（北海道、本州、四国、九州および南西諸島の沿岸からおおむね 600km 以内）で発生した地震による津波予報については福岡管区気象台が、それより遠方で発生した地震による津波予報については気象庁本庁が担当する。

ちなみに、苅田町は「福岡県瀬戸内海沿岸」という津波予報区に属する。

「図Ⅵ. 1. 1 津波予報区（福岡県瀬戸内海沿岸）」は資料編参照

(2) 津波予報の種類

津波予報には、津波警報、津波注意報などがあり、それぞれについて伝達のための標識（鐘音、サイレン音）等は、以下のとおりである。

「表Ⅵ. 1. 9 津波警報等の種類、解説、発表される津波の高さ及び標識」は資料編参照

「表Ⅵ. 1. 10～表Ⅵ. 1. 13 津波予報の情報文例」は資料編参照

第2. 津波予報等の伝達計画

町災害対策本部は、次のような津波予報等の伝達計画を確立して迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

- (1) 気象台が発表する地震情報や津波予報は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて総務課危機管理室および苅田町消防本部等に伝達される。
- (2) 地震や津波予報、異常現象の伝達を受けた職員は、総務課危機管理室長に対したちにその内容を報告する。
- (3) 報告を受けた総務課危機管理室長は、町長（本部長）より指示を受けるとともに、町災害対策本部を設置する場合においては、その指示等を各班に迅速に伝達する。
- (4) 町災害対策本部設置後は、あらかじめ定める伝達系統図に従い、各班長が副班長を通じて各班員に応急対策等の指示を行う。特に、町域に近い海域での地震に伴った津波については、津波の到達までの時間が短いことも十分に想定されるため、人命の安全確保を第一とした避難や広報に関する指示の発出に努める。
- (5) 各班長や副班長が不在の場合には、それぞれ各班があらかじめ定める次席の者が任務を代行する。
- (6) 関係機関への連絡については、原則として電話または町防災行政無線により行うこととするが、不必要な混乱を避けるため連絡相手は各機関の責任者（あるいはその責任者があらかじめ指定した者）として情報伝達の行き違いを防止する。
- (7) 総合指令班の情報総括担当者は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合においては、町防災行政無線または広報車等による広報をただちに行う。また時間的余裕のない場合は臨機応変に対処し、その経過をすみやかに上司に報告する。

第3項 津波に対する措置

第1. 津波に対する町の措置

町は、地震を感じたときは、ただちに次の措置を行う。

1. 海岸域からの退避に関する広報や避難指示

町災害対策本部（町災害対策本部が立ち上がっていない場合には、町長の指示を受けた総務課危機管理室長）は、海岸や港湾に隣接して居住している住民、海岸部を訪れる観光客、釣人等に対して、町防災行政無線や広報車等により海岸からただちに退避するよう広報する。

特に次の場合には、町長（本部長）は、ただちに安全な場所に退避するよう避難指示を発令する。その際には、明確に危険が切迫しつつある状況が理解しやすいように単文かつ明確な形で広報を行い、情報伝達漏れがなく要配慮者等にも配慮したわかりやすい内容を伝達する。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）または長時間ゆっくりとした横揺れを感じ、津波の到達について危険性が予想され、避難の必要を認める場合もしくは津波警報や大津波警報を覚知した場合。なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しても、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。
- (2) 地震発生後、報道機関から津波警報や大津波警報が緊急放送された場合。

なお、報道メディア経路以外の法定ルート等により町長（本部長）に津波警報や大津波警報が伝達された場合についても同様とする。

2. 河口や河川沿いの低地からの退避に関する広報

小波瀬川の河口沿いや、海岸沿いから続く標高3～4mの低地域（もしくは内湾に入り組んだ船溜まり等）においては、津波の河川に沿った遡上による河川堤防の破壊や津波の越流による浸水被害を受けるおそれがあるため、沿岸地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川沿いの低平地に居住する者等に対し、町防災行政無線や広報車等により、津波警報・注意報が発令された場合にとるべき行動等を含め、該当地域からただちに退避するように広報する。

「表Ⅵ.1.14 津波警報・注意報の分類と、とるべき行動」は資料編参照

3. 海面状態の監視

福岡管区気象台等から、なんらかの追加通報が届くまでは町は少なくとも30分程度は海面状態を監視する。この場合には海岸部にある松山や二先山等の小丘（少なくとも標高30m以上の小丘）の頂上や高層ビルなど高所から監視を行い、監視員の安全を確保したうえで海面の監視体制をとる。さらに監視員は、携帯電話や無線通信機並びにハンズスピーカーやサイレン等を携帯する等して情報伝達体制や緊急避難体制等を確立しておく。

なお、異常を発見した場合には、状況に応じて海浜等に滞在している者に対し緊急退避を呼びかけるとともに、県、警察および関係機関にも通報し、関係機関と協働して海岸付近に滞在する者への避難指示発令等の各種措置を講じるものとする。

なお、総合指令班は、監視員からの情報を逐次確認しつつ、必要な指示を遅滞なく監視員に発出するとともに関係機関への情報提供を定期的に行うことで、津波防災情報として共有に努めるものとする。

第2節 被害情報等の収集伝達

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握	□総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 資材物資班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 医療防疫班 ☐ 復旧対策班
第2 被害情報の伝達・報告		
第3 被害情報の報告基準		
第4 通信計画		

～基本方針～

東日本大震災は大津波や震度 7 に達する強烈な地震と大津波によりライフラインが途絶し、また行政機関も大きく被災したため、迅速な防災初動体制が立ち上げられず、発災後約 1 週間は多くの住民が厳しい被災生活を余儀なくされた。

このような大地震が発生した場合には、被害情報および応急対策活動に関する各種情報は、より効果的な町の災害応急対策を実施するうえで不可欠である。このため、町は、関係機関と連携して被害情報等の収集・連絡を迅速かつできるだけ正確に行う体制を確立するものとする。なお、この場合は、概括的な情報も含め、多くの情報を確実な通信手段を用いて収集または伝達するなどして、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1項 被害情報の収集と被害規模の早期把握

第1. 地震災害時における被害情報の収集と被害規模の早期把握

地震災害時における被害情報の収集と被害規模の早期把握については、本項に定めるほか一般災害対策編第Ⅲ編第2章第2節「被害情報等の収集伝達」の第1項「災害情報の収集」に準ずるものとする。

1. 被害中心地および被害規模の推定

町災害対策本部は、国・県等と連携してリエゾンやTEC-FORCEを受入れつつ、災害発生直後における概括的な被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ搬送または来院している負傷者の状況等の被害規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

また、自衛隊（震度5弱以上の場合）や警察等が実施するヘリコプターによる上空からの情報収集、あるいは必要に応じ空撮画像情報の利用による被害規模の把握をより迅速に行うものとする。

2. 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町災害対策本部は、人的被害状況、建築物の被害状況および火災発生状況、津波浸水や土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含めて把握した範囲からただちに県に対して連絡を行うものとする。

なお、災害情報収集に当たっては、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、無人航空機（ドローン）等による目視、撮影等による情報収集に努めるとともに、行橋警察署（苅田交番）と緊密に連携して行う。

(1) 初動初期における被害情報の収集（第一報）

町災害対策本部は、防災行政無線や消防無線等を活用して消防団や自治会、自主防災組織、住民等からもたらされた情報をもとに町域の被害状況の早期把握に努め、必要に応じ災害調査班をあらたに編成するなどして、現地での被害状況把握に努める。

なお、地震発生直後の初動対策を実施するうえで必要な優先情報として、次の情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

- 1) 地震や津波に関する情報、火災情報および異常な現象に係る情報
- 2) 人命救助、人的被害に係る情報
- 3) その他災害初動対策に係る情報

なお、これらの被害情報は、周辺で覚知できる範囲または夜間・休日にあつては班員の登庁途中等における目視調査等の概略的な結果とする。班員は、「苅田町災害時初動マニュアル」等にあらかじめ示される調査様式に基づいてとりまとめ、迅速かつ漏れがないよう班長または副班長（町災害警戒本部や町災害対策本部が立ち上げられていない場合は各課長または課長が指名する者）を通じて総合指令班（総務課危機管理室）の情報統括担当者へ迅速に報告する。

(2) 被害情報の把握内容

各班は、被害規模を早期に把握するため、警察、消防、第七管区海上保安本部等の関係機関と連携し、主として次の初期情報等の収集を行う。

なお、収集された各種情報は、町災害対策本部（町災害警戒本部や町災害対策本部が立ち上げられていない段階では総務課危機管理室）の情報統括担当者へ逐次集約することとし、緊急度や応急対策に関する優先度を決定する基礎的な防災共有情報としてとりまとめて活用する。

- 1) 人的被害（行方不明者※の数を含む）
- 2) 家屋等の建物被害状況
- 3) 沿岸部における津波浸水等による被害状況や、土砂災害の発生状況
- 4) 避難指示、警戒区域指定の状況、住民の行動・避難状況
- 5) 救出・医療救護関係情報
- 6) 交通機関の運行・道路の状況
- 7) ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- 8) 防災関係機関の対策実施状況
- 9) その他必要な被害報告

※行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係

機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとする。

3. 応急対策活動状況の報告

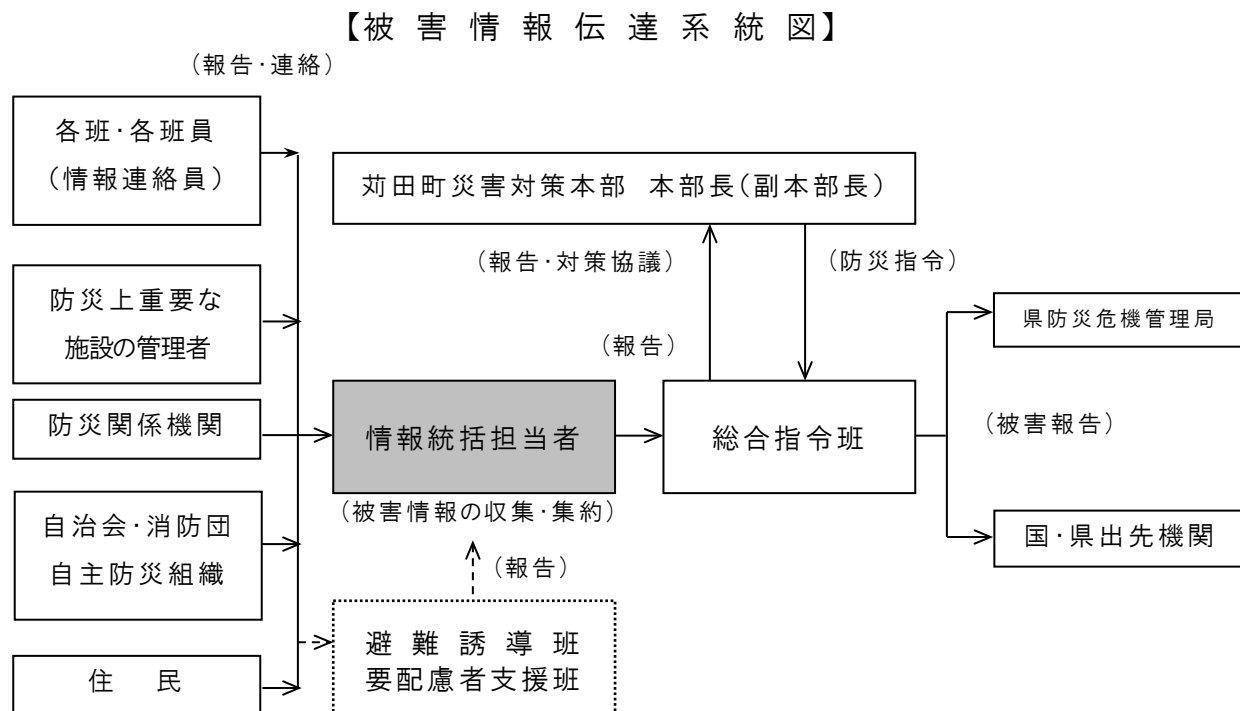
町災害対策本部は、県に対して応急対策活動の状況並びに町災害対策本部の設置状況等について連絡し、応援の必要性等について連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町災害対策本部に対し連絡する。

第2項 被害情報の伝達・報告

地震災害時における被害情報の伝達・報告については、一般災害対策編：第Ⅲ編第2章第2節、および第2項「被害情報の伝達・報告」に準ずるものとする。

なお、被害情報伝達系統図は次のとおりである。



(出典：一般災害対策編第Ⅲ編第2章第2節第2項「被害情報の伝達・報告」より再掲)

第3項 被害情報の報告基準

地震災害時における被害情報の報告基準については、一般災害対策編第Ⅲ編第 2 章第 2 節「被害情報等の収集伝達」第 3 項に準ずるものとする。

なお、災害報告要領の区分と責任者などや被害情報の報告の流れについては、以下のとおりである。

「表Ⅲ.2.5 災害報告要領の区分と責任者など」は資料編参照

「表Ⅲ.2.5.1 県への被害状況報告系統（その 1）」は資料編参照

「表Ⅲ.2.5.2 県への被害状況報告系統（その 2）」は資料編参照

第4項 通信計画

地震災害時における通信計画については、一般災害対策編第Ⅲ編第 2 章第 2 節「被害情報等の収集伝達」に準ずるものとする。

第3節 広報・広聴

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 広報の実施方法	□総合指令班	□避難誘導班 □資材物資班 □要配慮者支援班 □医療防疫班 □復旧対策班 □消防本部 □消防団
第2 災害時の放送要請		
第3 住民等からの問い合わせに対する対応 および相談		

～基本方針～

東日本大震災は大規模かつ広域災害となったことから、災害発生後にデマや風評被害が発生し、被災者の不安を増幅させたほか、心理的な苦痛を取り除くためのさまざまな努力がなされた。

町災害対策本部は、こうした災害教訓を踏まえ、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における人命の安全確保と社会秩序維持を迅速に図り、社会の安定化を早期に確立するため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。

また、町災害対策本部は、災害時における被災者の要望、苦情等の広聴を実施することにより、効果的な応急対策に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置して、被災者や一般住民のさまざまな相談に対し適切に対応する。

なお、広報活動に際しては要配慮者に配慮した広報実施に努めるとともに地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握し、関係機関が提供するさまざまな情報を関係住民にリアルタイムで伝達していくため、町防災行政無線等の情報伝達手段の充実などを図っていく。

第1項 広報の実施方法

第1. 広報内容

町災害対策本部は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案および優先順位をあらかじめ定め、ただちに地域住民への広報を行うとともに関係機関へ通報を迅速に行う。

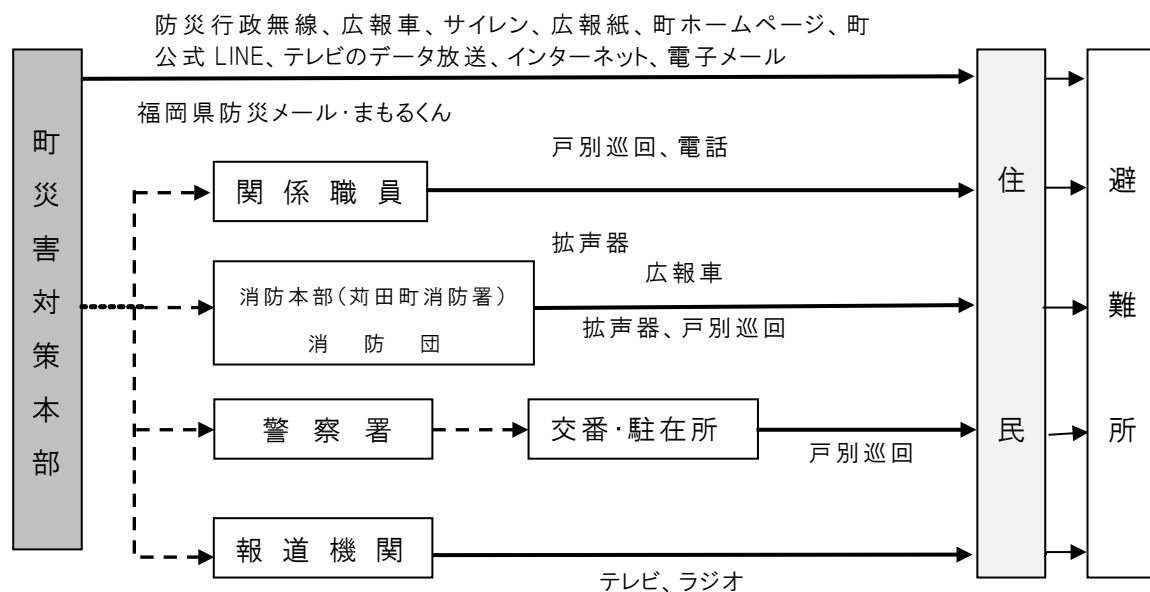
広報の実施方法については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第3節「広報・広聴」第1項「広報の実施方法」に準ずるものとする。

なお、広報を必要とする内容については、概ね次のようなものが考えられるが、この場合には被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努めることとする。

- (1) 避難指示等の発令に関すること
- (2) 災害時における住民の心がまえ
- (3) 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること

- (4) 安否情報に関すること
- (5) 指定一般避難所の設置に関すること
- (6) 応急仮設住宅の供与に関すること
- (7) 炊き出しその他による食料の供与に関すること
- (8) 飲料水の供給に関すること
- (9) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること
- (10) その他

なお、広報活動は次のような流れに従って行うものとする。



(出典：一般災害対策編第2章第3節「広報・広聴」第1項「広報の実施方法」から再掲)

第2項 災害時の放送要請

地震・津波災害時における放送要請については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第3節第2項「災害時の放送要請」に準ずるものとする。

第3項 住民等からの問い合わせに対する対応および相談

地震・津波災害時における住民からの問い合わせ等に対する対応については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第3節第3項「住民等からの問い合わせに関する対応および相談」に準ずるものとする。

第4節 地震・津波時における避難対策の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
地震・津波時における避難対策の実施	☐ 総合指令班 ☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班	☐ 医療防疫班 ☐ 復旧対策班 ☐ 消防本部(消防団) ☐ 行橋警察(苅田交番)

～基 本 方 針～

東日本大震災をはじめ近年の災害態様は突発的で、想像を越える大規模かつ広域の複合災害となる傾向が強くなりつつある。

町災害対策本部は、これらの災害態様の大きな変化に対し、平常時から一層の危機感をもってとらえ、町域の危険区域等に居住している住民を迅速かつ安全に避難させるための避難方法等について明確にしつつ、円滑な避難対策を図ることとする。

また、避難の実施に当たっては、町災害対策本部は、本格的な少子高齢化社会を迎えつつある本町の社会環境を踏まえ、高齢者や障がいのある人等の要配慮者への対応や多様な性のニーズ等についても十分に配慮するものとする。

なお、地震・津波時の避難計画については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第4節「避難対策の実施」に準ずるものとするが、地震・津波災害の場合は風水害の態様とは大きく異なり突然事態が発生することから、あらかじめ町災害対策体制を準備する時間的余裕は非常に少ない。このため、町は避難情報伝達や避難誘導、さらに指定一般避難所の開設などの避難対策について、地震・津波発生直後から人命の安全確保を第一義に考えて躊躇することなく実施する。

なお、町災害対策本部は、特に次のような津波に対する避難体制を確立する。

(1) 徒歩避難の原則に関する周知徹底

津波到達予想時間までの時間的余裕や要配慮者の避難等、やむを得ない場合のほかは、原則として徒歩避難を徹底するように周知する。

(2) 避難誘導の原則

避難誘導者は、自身の安全確保を第一義に確立し、避難誘導や応急対策にあたる。

(3) 津波避難計画に基づいた応急対策活動の実施と避難誘導の実施

要配慮者や大規模商業施設にいる者の避難について、津波到達予想時間を念頭においた避難誘導対策を実施し、防災関係職員の避難誘導時における危険回避を徹底する。

(4) 津波警報等の内容に応じた具体的な発令基準に基づいた避難指示の徹底

住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模を勘案した対象地域に対する具体的な発令基準を検討し、これらに基づいた避難指示発令を行うための警戒避難体制を確立する。

(5) 沿岸地域住民等の津波に対する自衛措置の徹底周知

沿岸地域住民に対する津波避難訓練を十分に行い、強い揺れや長い時間ゆっくりと揺れる地震後においては津波が到達するおそれがあることを周知・徹底し、津波に関する予警報や町からの避難指示が発令されていなくても高台や鉄筋コンクリート造りの高層階への自主的に避難を行うよう自衛措置を徹底させる。

第5節 地震・津波水防対策の実施

【体制】

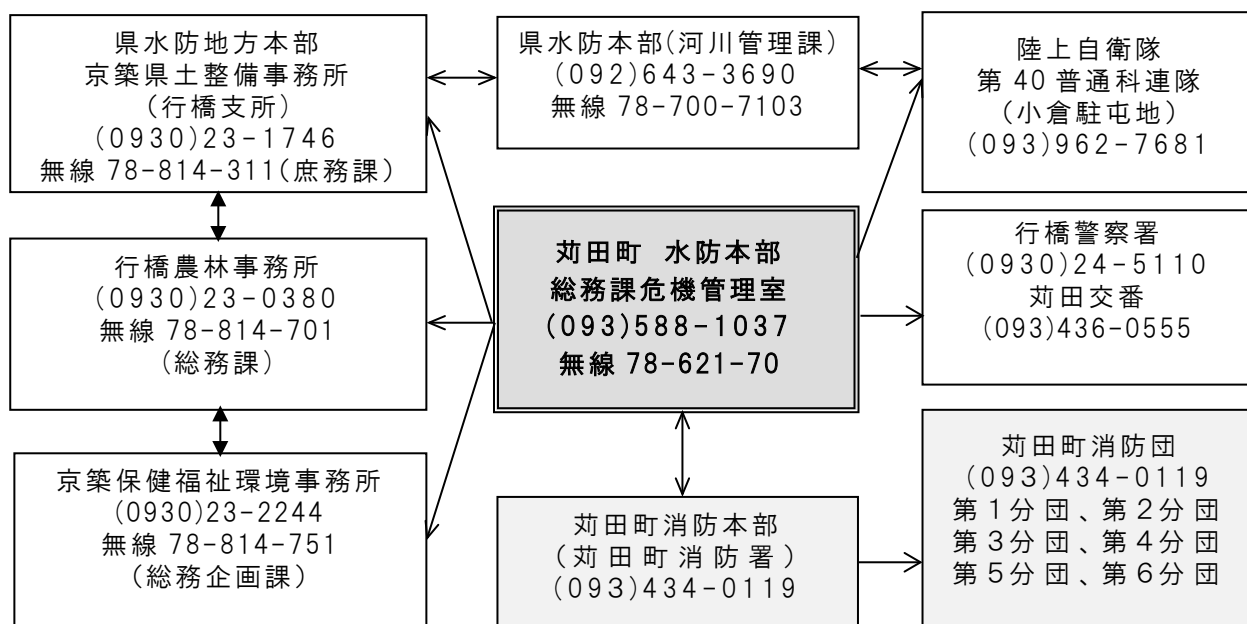
計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
地震・津波水防対策の実施	□総合指令班	□復旧対策班

～基 本 方 針～

町災害対策本部は、地震や津波により浸水や水害が発生し、または発生するおそれがある場合において、これを警戒・防御し、被害を軽減するための水防体制を確立し対策活動を行う。特に大規模な地震が発生した場合には、津波による浸水被害や地震動に伴った堤防決壊等に伴うはん濫等の水害に関する危険も予想されるため、これらを警戒・防御し被害を軽減するための各種の水防活動を遅滞なく行う。

本町における水防組織、活動および予警報の伝達等については、「荇田町水防計画」および一般災害対策編第Ⅲ編第2章第5節「水防対策の実施」に準ずるものとし、水防に関する関係機関との通信連絡系統については次のとおりとする。

なお、東日本大震災では、住民の津波避難誘導や防潮堤の緊急樋門操作のため、自主防災組織の組織員や消防団員が少なからず大津波の被害に遭遇して犠牲となった。町は、これらの災害教訓をもとに、地震・津波水防対策実施に際しては、津波の規模・到達予想時間等の正確な情報や応急対策実施時には必ず海面監視員を配置するなどして、住民や班員並びに消防団等の人命の安全確保を徹底する。



注) 自衛隊の出動は県知事に要請する。ただし、緊急の場合は自衛隊に申し入れ、その後ただちに県知事に報告する。

(出典：一般災害対策編第Ⅲ編第2章第5節「水防対策の実施」から再掲)

第6節 二次災害の防止

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 震災消防活動	☐ 消防本部	☐ 総合指令班 ☐ 復旧対策班 ☐ 行橋警察署(苅田交番)
第2 危険物取扱施設等の応急措置	☐ 消防本部	☐ 総合指令班 ☐ 復旧対策班 ☐ 資材物資班 ☐ 行橋警察署(苅田交番)
第3 中高層建築物応急対策	☐ 消防本部	☐ 復旧対策班 ☐ 行橋警察署(苅田交番)
第4 地震・降雨等に伴う二次災害の防止	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班 ☐ 消防本部 ☐ 行橋警察署(苅田交番)

～基 本 方 針～

阪神淡路大震災では、直下型大地震により多数の建物倒壊や火災で甚大な被害が発生したほか、地震後の降雨に伴う二次災害也多発した。新潟・中越地震や熊本地震、東日本大震災では地震活動に伴った大規模斜面崩壊や土石流、地すべりが多発し、また津波により流出した港湾地域の石油タンクや一般車両等からの油類の流出とこれらの自然発火により、地区全体が延焼するなど災害態様をより複雑にしている。

大規模な地震発生に伴って二次的かつ同時多発する火災や、危険物や毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合には、住民や従業員などに対し一層重大な被害を与えるおそれがある。また、地震動により損傷や緩んだ斜面などでは、その後に継続する地震活動や小規模な降雨による斜面崩壊（大規模深層崩壊）や土石流等が突然発生する危険性が指摘されている。

町災害対策本部は、こうした地震・津波後の二次災害からの住民の安全確保や発災後の迅速な応急対策による被害軽減のため、次のような応急対策を実施する。

第1項 震災消防活動

大規模な地震発生に伴い、二次的に多発する火災による被害を軽減するため、町災害対策本部や消防本部などの消防機関は、次により出火防止措置および消防活動を実施する。

第1. 出火防止、初期消火

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者並びに自治会や自主防災組織等は、地震発生直後における出火防止、初期消火活動を徹底する。また、防災関係機関は地震発生直後において、あらゆる方法により住民等に対し出火防止および初期消火徹底を呼びかけるとともに、必要な資機材を投入して全力で火災の延焼を最低限の範囲にとどめるよう努める。

第2. 消防活動

1. 基本方針

地震・津波による火災は同時に多発するほか、津波による浸水や土砂災害などと同時発生する場合が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、家屋倒壊や流出、道路や橋梁の損傷などによる消防車両などの通行障害が発生する。このため、全ての災害に対し同時かつ的確に対応することは極めて困難となることが多い。

従って、消防本部並びに総合指令班は、発災後に町域の被害状況を概況として迅速に把握し、本部長に報告して国や県並びに隣接市町等へ応援の要請を行う。また、消防活動は消防力の重点投入地区をあらかじめ選定するなどしておき、延焼阻止線を構築するなど限られた消防力での効率的な運用を図る。

2. 危険物火災等に対する消防活動

消防本部や危険物取扱事業者は、相互に連携して危険物火災に対し発火性、引火性または爆発性物品の種別や数量に応じた延焼の危険度を考慮しつつ注水消火をただちに行う。また、注水禁忌物に対しては化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止に全力であたる。

3. 危険区域での消防活動

町災害対策本部および消防本部は、木造建設物または危険物施設等が多く分布している地域等で延焼の拡大の可能性が大きく、かつ消防活動上の悪条件が伴う危険な区域にみなされる地域については、火災の状況に応じ、防御部隊を増強するなど延焼防止に努める。

また、別途に予備部隊を編成あるいは待機させるなどして火災の延焼拡大に備える。

4. 救急救助活動

地震・津波災害時には、広域的に多数の負傷者が発生することが予想される。このため、町災害対策本部および消防本部は、連携して医療機関、医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等の関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

第2項 危険物取扱施設等の応急措置

地震・津波災害時における危険物施設等への応急措置については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第27節「二次災害の防止」に準ずる。

第3項 中高層建築物応急対策

地震・津波災害時における中高層建築物災害の応急対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第26節「中高層建築物の災害応急対策」に準ずる。

第4項 地震・降雨等に伴う二次災害の防止

町災害対策本部、県および関係機関は相互に連携して、地震や津波浸水あるいは降雨等による二次的な水害（浸水）・土砂災害、建築物の地震による倒壊や火災延焼による被害などを迅速に防止する。

第1. 水害・土砂災害・宅地災害対策

町災害対策本部は、総合指令班および復旧対策班が中心となり、国や県と連携して地震あるいは津波、降雨等による二次的な水害（浸水）・土砂災害・宅地災害等に対する危険箇所点検を実施する。点検は、地域在住の専門技術者（コンサルタント、県や町職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等に対し支援の協力を要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行うように努める。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に対してその状況を周知し、不安定土砂の除去や止水構造物並びに仮設防護柵設置等の応急的な対策工事、さらに適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合にはすみやかに避難誘導対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

さらに、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の措置を行うものとする。

*アドバイザー制度：（公社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度）

第2. 建築物災害対策－応急危険度判定－

町災害対策本部は、総合指令班および復旧対策班が中心となって、国や県と連携して被災した建築物等の地震や津波浸水等による建築物の倒壊、部材の落下や流出等から生じる二次災害等を防止し、住民の安全を確保するための被災建築物の応急危険度判定を行う。

応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用し、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（日本建築防災協会）に基づいて建築物の被害状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険程度について判定や表示を行う。

総合指令班は、国・県並びに関係機関との連携体制を早期に調整・確立して迅速に建築物に対する応急危険度判定を行うように努めるものとする。

第3. 宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

町災害対策本部の総合指令班および復旧対策班は、国や県と連携して被災宅地の地震や津波浸水等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するための被災宅地に対する危険度判定を迅速に行う。危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険程度の判定や表示を行うものとする。

第7節 救出活動

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 救出対策	☐ 総合指令班	☐ 復旧対策班 ☐ 消防本部 ☐ 行橋警察署(苅田交番)
第2 海上における救出対策	☐ 総合指令班	☐ 復旧対策班 ☐ 第七管区海上保安本部 (門司海上保安部、苅田海上保安署) ☐ 行橋警察署(苅田交番)
第3 災害救助法に基づく救出適用基準	☐ 総合指令班	☐ 復旧対策班

～基 本 方 針～

阪神淡路大震災や東日本大震災では、倒壊家屋の下敷きや土砂災害等により生き埋めになった者、津波や洪水等により家屋とともに流された者あるいは市街地の火災延焼により火中に取り残された者等、多くの人命が救助するいとまもなく犠牲となった。

町災害対策本部および第七管区海上保安本部並びに行橋警察署は、関係防災機関との相互協力体制を確立し、発災初期における迅速かつ的確な救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

なお、災害現場で活動する各部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第1項 救出対策

第1. 町の救出対策

総合指令班、消防本部並びに復旧対策班は、次のような救出対策を関係機関や町災害対策本部各班と連携して迅速に行う。

- (1) 町災害対策本部は、地震や津波災害の発生直後から地域住民や事業所等に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者や流出家屋や浸水家屋の孤立者等に対する救出救助活動等への支援協力を要請する。
- (2) 総合指令班は、消防本部や復旧対策班を中心とした救助隊を必要に応じ編成し、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具その他資機材を調達し、消防相互応援協定等に基づく他消防機関からの応援も得つつ、迅速に被災住民の救急救助活動にあたる。
- (3) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときには、行橋警察署に連絡するとともに、これらの関係機関と合同して迅速な活動にあたる。
- (4) 町単独の能力で救出作業に必要となる車輛、舟艇、特殊機械器具等の調達が困難なとき、あるいは単独での救出が困難なときには、県および隣接市町村、関係事業者に応援をただちに要請する。

第2. 住民および自主防災組織の役割

地震や津波発生直後における倒壊家屋や浸水家屋等の生き埋め者や孤立者の救出は、住民並びに自治会や自主防災組織に依拠する部分が極めて大きい。そのため、住民および自治会または自主防災組織は、地震発生直後から自らの安全を第一に確保しつつ、自発的に被災者の救急救助活動を行うとともに、活動を実施する各機関に積極的に協力するよう努める。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに医師の介護や治療を必要とする者があるときには、連携して救護所等へ緊急搬送する。

第3. 警察の活動

警察機関（行橋警察署、荏田交番）は、災害発生のおそれがある場合には、人的被害の未然防止を最重点とした各種警備措置を講じるとともに、災害が発生した場合には次による被災者の救出处置をとる。

- (1) 要救助者および死傷者の有無の確認、そのすみやかな救出・救助活動
- (2) 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護・搬送活動
- (3) 行方不明者がある場合は、そのすみやかな搜索活動
- (4) 救出・救助活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動

第4. 緊急消防援助隊

町災害対策本部および応援機関の消防力でも対処できないような大規模な災害が発生した場合には、町災害対策本部は消防組織法第44条の規定に基づいて県を通じ国に対して緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続き

- 1) 町災害対策本部（総合指令班）は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合には、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合には、災害の概況および県内の消防力を勘案のうえで国に対して応援の要請を行う。

- ①災害発生日時
- ②災害発生場所
- ③災害の種別・状況
- ④人的・物的被害の状況
- ⑤応援要請日時・応援要請者職氏名
- ⑥必要な応援部隊の種別
- ⑦その他の情報（必要資機材、装備等）

- 2) 町災害対策本部は、県と連絡がとれない場合には、直接国に対して応援要請を行う。

(2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、緊急消防援助隊受入れ計画等に定めるところによる。

第2項 海上における救出対策

地震・津波災害時の海上における被災者の救出計画については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第8節「救出活動」に準ずるものとする。

なお、町災害対策本部は、第七管区海上保安本部（門司海上保安部、荻田海上保安署）や警察（行橋警察署）並びに港湾管理者等と相互に連携して、海上の要救助者や行方不明者に対する救出または搜索活動を迅速に実施する。

第3項 災害救助法に基づく救出適用基準

地震・津波災害時の救出に関する災害救助法の適用基準等は、一般災害対策編第Ⅲ編第1章第5節「災害救助法等の適用」に準ずるものとする。

第8節 医療救護

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
医療救護	☐ 医療防疫班 ☐ 総合指令班	☐ 要配慮者支援班 ☐ 復旧対策班 ☐ 避難誘導班 ☐ 資材物資班

～基 本 方 針～

町災害対策本部は、大規模災害時における救急救助活動について、多数の負傷者を迅速に処置することが求められる。このため、すみやかな医療救護部隊の編成、円滑で効率的な救護活動の実施並びに医薬品・医療用資機材の供給体制の確保等、関係機関と密接な連携を図りながら災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護活動を行うように努める。また、災害時には道路交通機能の確保が困難となることが十分に予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について広域対応が可能なように搬送体制を確立する。

町は、地震・津波災害の発生時に限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用しつつ可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うために関係機関と密接な連携をとりながら、災害状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行う。

地震・津波災害時における医療救護対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第9節「医療救護」に準ずるものとする。

なお、災害時の拠点病院については、次のとおりである。

「表Ⅱ.3.15 荻田町に係る災害拠点病院」は資料編参照

第9節 交通・輸送対策の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 交通確保対策の実施	□復旧対策班	□総合指令班 □消防本部 □行橋警察署(苅田交番) □各交通機関の施設管理者
第2 緊急輸送対策の実施	□資材物資班	□総合指令班 □復旧対策班 □避難誘導班 □消防本部 □行橋警察署(苅田交番)
第3 交通施設の応急復旧	□復旧対策班	□総合指令班 □行橋警察署(苅田交番) □各交通機関の施設管理者

～基 本 方 針～

復旧対策班並びに資材物資班は、総合指令班や関係機関と連携して交通の確保・緊急輸送活動について、被害状況、緊急度並びに重要度などを考慮しつつ交通規制、応急復旧並びに輸送活動等を迅速に行うものとする。

地震・津波による災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制をただちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため限られた人員、資機材を「集中と選択」により効果的に投入し、最低限の交通・輸送機能の確保に努めるものとする。

町災害対策本部の復旧対策班および総合指令班は、行橋警察署（苅田交番）や各交通機関の施設管理者が実施する応急対策に協力し、災害時における交通・輸送機能の確保に努めるものとする。

第1項 交通確保対策の実施

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合においては、警察（公安委員会）、空港・港湾管理者、道路管理者および鉄道事業者等の交通機関の施設管理者は、相互に協力して交通に関する災害情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための必要な措置を行う。

総合指令班は、復旧対策班および資材物資班と連携して、これらの交通支障に関する情報の収集・分析に努めるとともに、必要に応じ警察や各施設管理者が実施する応急対策に協力する。

なお、地震・津波災害時における交通確保対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第13節「交通対策の実施」に準ずるものとする。

第2項 緊急輸送対策の実施

県、町災害対策本部および関係機関は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合には、被害状況、緊急度、重要度などを勘案し、災害応急対策に必要な人員、資機材等の確保並びに迅速かつ確実に人員等を輸送する緊急通行車両等の運用等について、あらかじめ定める緊急輸送計画等に基づいて体制を確保するように努める。

なお、地震災害時における緊急輸送対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第14節「緊急輸送の実施」に準ずるとおりであり、緊急輸送の依頼先については、次のとおりである。

【緊急輸送手段の確保先や方策など】

種 別		確 保 時 の 状 況	依 頼 先 等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	総合指令班が資材物資班と復旧対策班と協議して配車を指示
	営業用他	庁用車のみでは不足する場合	各事業所等 運送事業者
鉄 道	JR等	自動車による輸送が不可能なとき 遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道(株) 日本鉄道貨物(株)
船 舶	貨物フェリー等	大量の災害応急対策要員や資機材 等を輸送するとき	第七管区海上保安本部(門司海上保安部、苅田海上保安署) 阪九フェリー(株)等の海運会社 自衛隊
航空機	自衛隊等	陸上交通が途絶した場合	県知事または自衛隊等

(出典：一般災害対策編第Ⅲ編第2章第14節「緊急輸送の実施」第1項より再掲)

第3項 交通施設の応急復旧

交通施設は、地震や津波災害により被災した場合には、災害復旧・復興の大きな妨げとなるばかりではなく、支障が長期間にわたれば都市機能や住民生活、地域社会の復興活動等に極めて大きい影響を及ぼす。そのため、町災害対策本部は、復旧対策班が中心となり、早急に被害状況を把握し、総合指令班と連携しつつ国土交通省や県等の施設管理者へ状況を報告または連絡するほか、各交通機関の施設管理者とも相互連携を図りつつ、障害物の除去、応急復旧等の支援あるいは応急対策を行い、道路等の機能確保に努める。

なお、地震・津波災害時における交通施設の応急復旧対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第25節「交通施設の災害応急対策」に準ずるものとする。

第10節 保健衛生・防疫・環境対策

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 保健衛生対策	☐ 医療防疫班	☐ 総合指令班 ☐ 消防本部 ☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 資材物資班 ☐ 復旧対策班
第2 防疫対策	☐ 医療防疫班	☐ 総合指令班 ☐ 消防本部 ☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 復旧対策班
第3 家畜防疫対策	☐ 医療防疫班	☐ 復旧対策班 ☐ 総合指令班

～基 本 方 針～

町災害対策本部は、被災地域における感染症の予防、生活環境の悪化を防止するため、県や関係機関等と協力し、迅速かつ的確な防疫活動等を行い、町域の衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談等を行い心身の安定を図る。また、被災地域における飲食に起因する感染症や中毒症等の二次災害の発生防止に努め、町民の生活安定を図る。

なお、地震・津波災害時の保健衛生・防疫・環境対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第15節「保健衛生・防疫対策」に準ずるほか、あわせて以下に示す環境対策についても県や関係機関と連携して実施するものとする。

- (1) 災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気・水質汚染等を防止するように努める。
- (2) 町災害対策本部は、有害物質の漏出等を把握した場合には、ただちに県に報告して、事業者が実施する各種応急対策について、県とともに指導または協力する。

第11節 要配慮者の支援

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策	☐ 要配慮者支援班 ☐ 消防本部	☐ 総合指令班
第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策	☐ 要配慮者支援班	☐ 総合指令班
第3 避難対策	☐ 要配慮者支援班	☐ 総合指令班
第4 生活の場の確保	☐ 要配慮者支援班	☐ 総合指令班
第5 外国人等の支援対策	☐ 要配慮者支援班	☐ 総合指令班

～基 本 方 針～

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

なお、町は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者名簿および個別避難計画を効果的に利用するものとする。

地震・津波災害時の要配慮者対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第16節「要配慮者の支援」に準ずるものとする。

第12節 安否情報の提供

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 県・町の役割	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班
第2 情報収集	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班
第3 照会を行う者	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班
第4 照会手順	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班
第5 提供できる情報	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班

～基 本 方 針～

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

なお、地震・津波災害時の安否情報の提供については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第17節「安否情報の提供」に準ずるものとする。

第13節 遺体の搜索、収容および火葬

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
遺体の搜索、収容および火葬	□医療防疫班	□総合指令班 □資材物資班 □復旧対策班 □消防本部 □消防団 □行橋警察署(苅田交番) □第七管区海上保安本部(門司海上保安部、苅田海上保安署)

～基 本 方 針～

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、対象者の基本的人権や人道上からも許されないことである。発災後の混乱期に人心の安定を図るうえから、搜索および収容等を早急に実施する必要がある。

このため、町災害対策本部は、関係機関並びに団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者等の搜索および遺体収容または埋葬（火葬）を実施する。

なお、地震・津波災害時の遺体の搜索や収容活動等については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第18節「遺体等の搜索、収容および火葬」に準ずるものとする。

「表Ⅲ.2.19 苅田町における遺体火葬施設」は資料編参照

第14節 飲料水の供給

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
飲料水の供給	□資材物資班	□総合指令班 □医療防疫班 □要配慮者支援班 □避難誘導班

～基 本 方 針～

災害時においては、断水や上水道の汚染により、応急給水が必要とされる。

東日本大震災では津波浸水により沿岸部で長期にわたる断水が生じ、住民は井戸水や湧水を煮沸しつつ数日間をしのいだほか、小規模な医療機関では長期間の断水で発災後に要求された応急医療活動がまったく行えない状況が発生している。

応急給水には、大別して搬送給水と拠点給水とによる方法があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を迅速に行うには、できるだけ拠点給水方法にて対応することが望まれる。

総合指令班並びに資材物資班は、指定一般避難所や病院等の災害時に特に優先的な給水確保が必要とされる箇所に対し、平常時から給水量や給水条件等を把握するなどして、災害発生後にはすみやかに給水体制を確立するように努める。

さらに、災害時の給水は、給水車（地点）から指定一般避難所や各家庭への水の運搬が頻繁になることが多く、高齢者や障がいのある人等の要配慮者にとっては大きな負担になることがあるため、給水活動に際しては自治会や自主防災組織並びに災害ボランティア等の協力を得て、給水活動が円滑に進むように努める。

なお、地震・津波災害時における給水対策については、一般災害対策編：第Ⅲ編第2章第10節「飲料水の供給」に準ずるものとする。また、給水目標値の設定例は資料編参照。

「表Ⅲ.2.10 給水目標値の設定例」は資料編参照

第15節 食料の供給

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
食料の供給	☐ 資材物資班	☐ 総合指令班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 避難誘導班

～基 本 方 針～

町災害対策本部は、災害発生時において、総合指令班と資材物資班が協働して被害状況を把握するとともに、被災者の必要食料品の確保に努め、被災者に対する米穀などの主要食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。

特に、東日本大震災では道路輸送網が寸断または津波浸水により長期の冠水が発生したため、孤立地区が多数発生し、避難所によっては食料供給を十分に受けられたところと自治会等の自主的な炊き出し活動や各家庭の食料持ち出しにてしのいだところ生まれ、公的支援に関する対応の不公平さという課題が顕在化した地域もある。

このため、町災害対策本部は、資材物資班が各班と連携して、食料の供給について平常時から備蓄計画や食料供給応援協定の締結等を推進し、食料供給について万全を期するとともに、災害時には迅速かつ公平性をもった安定した食料の供給に努める。

第1. 基本的な考え方

町は、食料の供給に関しては、次のような応急対策を実施する。

- (1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。
- (2) 発災当初は、被害を受けていない調理が可能な既存施設での炊き出し、および弁当業者や製パン業者等からの弁当・生パンの調達により給食を実施する。
なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各指定一般避難所等までの配送を含めて依頼するものとし、班員および町公有車両による輸送は原則行わない。
- (3) (2)による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として、町内の流通備蓄品等を供給するが、できるだけ早期に(2)による給食に切り替える。
- (4) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定一般避難所等に限定する。
- (5) (4)以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
 - 1) 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
 - 2) 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
- (6) 町民に対して以下のような対応を要請する。
 - 1) 発災後 2～3 日間は、可能な限り、自身が備蓄している食料で対応するように依頼する。
 - 2) 町民相互で食料などを持ち寄り相互に助け合う。
- (7) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を指定一般避難所の避難者のみに限定し、給食需要の明確化を図る。
- (8) 被害状況によっては避難生活が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや食料物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには組織的活動が不可欠であるため、自治会や自主防災組織は自ら炊き出しを実施するほか、町が実施する食料物資の配付活動に協力する。
- (9) 指定一般避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (10) あらかじめ災害時における食料供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の食料確保と供給に努めるものとし、必要な食料の確保と供給ができない場合には県および周辺市町に対して応援を要請する。

なお、地震・津波災害時における食料の供給活動等については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第11節「食料の供給」に準ずるものとする。

「図Ⅵ.1.2 災害時における供給経路」は資料編参照

第16節 生活必需品等の供給

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
生活必需品等の供給	☐ 資材物資班	☐ 総合指令班 ☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 復旧対策班

～基 本 方 針～

東日本大震災では災害対策本部となる市町村自身が被災し、応急対策機能を一時的に喪失したために、備蓄物資並びに全国から続々と寄せられる救援物資がタイムリーに供給されずに大混乱が生じた。

町災害対策本部は、こうした災害教訓を踏まえつつ、被災者に対して寝具、被服その他の生活必需品（以下、「生活必需品等」という）の供給に関し、平常時から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握やその確認、並びに災害時の協定締結に努め、災害時においてはすみやかにこれらを調達して供給支援を要請するなど物資供給を迅速かつ円滑に実施する。

第1. 基本的な考え方

生活必需品等の供給における基本的考え方については次のとおりとする。

- (1) 生活必需品等の供給は、物資欠如によって身体に大きなダメージがおよぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対して優先的に実施する。
- (2) 発災当初は、町や県にて備蓄されている物資を放出または配布することとするが、混乱が落ち着いた段階では、町が協定を結んでいる業者から生活必需物資を調達して配付する。なお、協定業者に依頼する場合には物資調達だけではなく、配送要員や車両手配も含めて業者に依頼し、班員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要を除いて最小限にとどめる。
- (3) 町災害対策本部は、総合指令班と資材物資班が中心となって住民に対して以下のよう
な対応を要請する。
 - 1) 発災直後の2～3日間は、可能な限り町民が備蓄する非常持ち出し品で対応する。
 - 2) 町民相互で助け合う。
 - 3) 在宅の要配慮者への生活必需品等の配送等については地域で対応する。
- (4) 災害による混乱した事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、指定一般避難所別、世帯別等に配給計画をたて、自治会や自主防災組織並びにボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。
- (5) 被害状況によっては、避難生活が長期にわたり、被災者に対する生活必需品等の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的活動が不可欠であるため、自治会や自主防災組織は町災害対策本部が実施する生活必需品等の配付活動に協力する。

なお、地震・津波災害時における生活必需品等の供給対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第12節「生活必需品等の供給」に準ずるものとする。

「図Ⅵ.1.2 災害時における供給経路」は資料編参照

第17節 住宅の確保

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 応急仮設住宅の建設および 被災住宅の応急修理	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班 ☐ 避難誘導班
第2 その他の住宅確保対策	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班
第3 被災住宅に対する融資	☐ 総合指令班	☐ 復旧対策班

～基 本 方 針～

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策については、県知事または町長（本部長）が災害救助法を適用した場合において、町または県等の公共施設等を一時的に利用しつつ指定一般避難所として避難者を受入れる。このほか、県知事または町長（本部長）は、応急仮設住宅の建設および供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

なお、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、地震災害時における応急仮設住宅等の供給対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第21節「住宅の確保」に準ずるものとする。

第18節 ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理	☐ 医療防疫班	☐ 総合指令班 ☐ 復旧対策班 ☐ 資材物資班

～基 本 方 針～

東日本大震災では、大津波により家屋、構築物が流出または広範囲で浸水したため、発災後1年以上を経ても地域のごみ処理やがれき処理対応は、本格的な処理が開始されはじめた状況となっており、被災地域の復旧・復興の大きな妨げとなっている。

町災害対策本部は、このような災害教訓を踏まえ、医療防疫班や復旧対策班が中心となり、被災地域における衛生状態の保持並びに早期の町域の復旧・復興確立のため、発災後のごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等の必要な体制を早期に確立し、その処理を推進する。災害廃棄物については、「荏田町災害廃棄物処理計画」（令和2年6月策定）に基づき、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬および処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

なお、地震災害時におけるごみやし尿等の処理対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第22節「災害廃棄物等の処理」に準ずるものとする。

「図Ⅲ.2.9 災害廃棄物処理の手順」は資料編参照

第19節 障害物の除去

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
障害物の除去	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班 ☐ 消防本部 ☐ 行橋警察署(苅田交番)

～基 本 方 針～

町災害対策本部は、復旧対策班が中心となり、被災者からの要望があった場合において被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、災害ボランティア等の支援を得て、住家またはその周辺に地震等により流入した土石、竹木等の障害物を除去する。ただし、民地における障害物の除去は公的機関による私権侵害にも繋がるおそれがある。このため、町災害対策本部は民地における障害物除去については、基本的にその行為を緊急に行わなければ被災者の人命、身体や財産に著しい被害を増幅させるおそれのある場合、障害物を放置した場合に周辺に二次災害を誘発するおそれがある場合、さらに障害物が周辺の公共施設機能を阻害するおそれがある場合等の要件を満たした場合において、被災者と対応の詳細について協議調整したうえで実施を検討する。

なお、町が所管する道路については、復旧対策班が中心となり、応急対策人員や救援物資等の輸送が円滑に行われるよう、主要道路等の障害物除去を迅速に行う。

地震・津波災害時における障害物の除去対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第19節「障害物の除去」に準ずるものとする。

第20節 文教対策の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
文教対策の実施	☐ 避難誘導班 ☐ 総合指令班	☐ 各学校機関 ☐ 復旧対策班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 消防本部

～基本方針～

東日本大震災では甚大な津波浸水等により、多くの地区避難所（集会所）が被災し、小・中学校、高校等の学校施設が多数の避難者受入れと長期避難生活拠点として大きく寄与した。しかし、他方で多数の避難者が長期滞在しているなかでの教育再開は、施設の空間的な制約や教員や児童の心理的な面で大きな課題を残した。

町災害対策本部は、災害発生時における児童、生徒等の安全確保および教育実施者の確保、教育施設の応急復旧並びに教科書や学用品の応急処置等の措置を講じる。また、文化財等の各施設の管理者と相互連携を図りつつ、迅速な文化財等の応急対策措置を講じるものとする。

なお、地震災害時における文教対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第20節「文教対策の実施」に準ずるものとする。

第21節 警備対策の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
警備対策の実施	☐ 総合指令班 ☐ 行橋警察署(苅田交番)	☐ 消防本部 ☐ 消防団

～基 本 方 針～

東日本大震災では、長期にわたる電力・ガス・電話などのライフライン寸断により、デマや風評が飛び交い、物資の略奪や犯罪などの恐怖が避難生活を余儀なくされていた住民の心理的苦痛となったことが課題として挙げられている。また、実際に食料や避難により空き家での物資略奪行為も報告されており、住民は自治会や自主防災組織が連携して自警団を編成して地域パトロールを行うなど自主警備を行ったことも報告されている。

行橋警察署（苅田交番）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、町災害対策本部や関係機関と緊密な連携のもと、各種の応急対策を実施し住民の生命、身体および財産を保護するとともに、公共の安全確保と秩序維持にあたる。

町災害対策本部は、被災地での盗難や略奪、火災等の二次災害を防止するため、行橋警察署（苅田交番）や消防団等と連携しつつ、各地域の自主防災組織を主体とした巡回・警備活動を進める。

なお、地震・津波災害時における警備対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第7節「警備対策の実施」に準ずるものとする。

第22節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 一般通信施設・電気施設の 応急・復旧対策	☐ 西日本電信電話(株) ☐ 九州電力(株)、九州電力送配電(株) ☐ 通信・電気事業者	☐ 総合指令班
第2 上水道・下水道施設の応急・復旧対策	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班 ☐ 医療防疫班

～基 本 方 針～

通信および電力事業者は、一般通信施設および電力施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信および電力供給等の確保を図る。

町災害対策本部（総合指令班）は、ライフラインの事業者が実施する各応急対策について、緊密に連携しつつ情報の共有を図り、必要に応じて協力するなど町の災害応急対策に資するものとする。

また、災害時に上・下水道施設の機能が損なわれた場合には、上水道は住民の生命維持に直接的な影響を与えるほか、東日本大震災では地域の医療機関が開院できず迅速な医療行為を再開できなかったとの報告もある。また、下水道施設については機能回復の遅れが地域の衛生環境悪化に繋がったとの報告もある。

町災害対策本部は、上記のような災害教訓を踏まえ、総合指令班、復旧対策班並びに医療防疫班を中心に、すみやかに施設応急対策と復旧に必要な体制を整備・確立するなどして、効率的な災害応急復旧活動を行い、給配水並びに下水処理機能維持を図るよう努める。

第1項 一般通信施設・電気施設の応急・復旧対策

地震・津波災害時における一般通信施設・電気施設に関する対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第23節「一般通信施設・電気施設の災害応急対策」に準ずるものとする。

なお、町災害対策本部は、施設事業者が実施する応急対策について、事業者と緊密に連携を図りつつ情報共有を行い、より効果的な町域での災害応急対策に資するよう努める。

第2項 上水道・下水道施設の応急・復旧対策

災害時に上水道・下水道施設の機能が損なわれた場合には、復旧対策班はすみやかに施設の応急対策、また復旧に必要な体制をただちに整備し応急復旧を迅速に行い、給配水、下水処理機能の維持を図る。

なお、地震・津波災害時における上水道・下水道施設に関する対策については、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第24節「上水道・下水道施設の災害応急対策」に準ずるものとする。